

大田原市除染実施報告書



平成 2 8 年 3 月

大田原市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は、福島県をはじめ関東地方を含む広範囲に広がり、大田原市においても深刻な影響を受けることとなりました。

放出された放射性物質による人の健康や生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題であり、また、一日も早く市民の不安を解消し、安心して暮らすことのできる環境を取り戻すことが最大の課題でありました。

大田原市は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、市町村が除染を実施する「汚染状況重点調査地域」の指定を環境大臣から平成23年12月28日に受け、その後、市内に於ける除染の実施に関する方針等を定めた「大田原市除染実施計画」（以下「除染実施計画」という。）を平成24年3月29日に策定いたしました。

特措法及び除染実施計画に基づき、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（1時間あたり0.23マイクロシーベルト）以下になることを目指し、子どもの生活環境圏である学校、保育園、幼稚園や公園等を優先して除染を実施し、また、公共施設、住宅（戸建住宅、集合住宅）、商業施設、事業所等の除染を実施し、放射線量の低減対策を図ってまいりました。

この報告書は、東京電力福島第一原子力発電所事故から現在に至るまでの大田原市における放射線量の状況と、除染の実施状況について報告するものです。

平成28年3月

目 次

1. 除染実施沿革	1
2. 放射線量調査	8
(1) 空間線量率測定	8
①市内全域の空間線量率	8
②区域別の平均空間線量率	9
(2) 放射性物質汚染状況マップ作成	12
①放射性物質汚染状況マップ	12
②放射性物質汚染状況の推移	17
3. 放射線量低減対策	18
(1) 汚染状況重点調査地域の指定	18
(2) 放射性物質除染に関する大田原市の基本方針の策定	18
(3) 除染実施計画の策定	20
①除染実施計画<第5版>	20
②除染対象区域	31
(4) 除染実施前詳細測定及び除染の実施状況	33
①学校、保育園、幼稚園等	33
②都市公園、公園等	35
③公共施設	36
④住宅(戸建住宅、集合住宅)、市営住宅	36
⑤商業施設、事業所等	37
⑥国、県の施設	38
(5) モニタリング	38
4. 除染実施計画の達成	39
(1) 除染実施計画の達成状況	39
(2) 除染措置完了市町村の認定	39
5. 今後の対応	39
(1) 放射線量調査の継続	39
(2) 汚染状況重点調査地域の指定解除	39

巻末資料

空間線量率測定結果推移	41
-------------	----

1. 除染実施沿革

平成 23 年 3 月 11 日

東北地方太平洋沖地震発生。

平成 23 年 3 月 12 日～

東京電力福島第一原子力発電所事故発生。

(大量の放射性物質が大気中に放出され、福島県をはじめ東北、関東地方の広範囲に拡散。)

平成 23 年 4 月 19 日

文部科学省が「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」を公表。

平成 23 年 5 月 13 日～19 日

栃木県が市内小中学校、保育園、幼稚園等 49 箇所の放射線量を測定。

平成 23 年 5 月 27 日

文部科学省が「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を公表。

平成 23 年 6 月 29 日～7 月 2 日

大田原市が市内小中学校、保育園、幼稚園等 49 箇所の放射線量を測定。

平成 23 年 7 月 1 日

市内小中学校等の校庭等の表土除去実施基準を定める。

(市内に毎時 1 マイクロシーベルト以上の施設はなく安全と考えられるが、子どもを持つ保護者の中には不安の方もいるため、保護者や P T A 等が不安解消のため自主的に校庭等の表土除去を実施する場合には、表土除去のための重機に係る経費を市が負担することを決定。併せて、大田原市建設業協同組合に協力依頼。)

平成 23 年 7 月 15 日

大田原市建設業協同組合と「福島原発事故による放射線汚染に係わるグラウンド整備についての覚書」を締結。

平成 23 年 8 月 26 日

原子力災害対策本部が「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」を発表。

(追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以下の地域においては、長期的な目標として年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指す。)

平成 23 年 8 月 30 日

「特措法」が公布され、一部を除き同日施行。

平成 23 年 10 月 3 日

自治会を対象として簡易放射線量測定器の貸し出しを開始。

平成 23 年 10 月 10 日

追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上の地域について、国が財政措置して除染する基本方針を決定。

(毎時 0. 23 マイクロシーベルト以上が除染地域に該当。)

平成 23 年 11 月 11 日

「特措法」に基づく基本方針が閣議決定され、環境の汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る考え方が取り纏められた。

(これに基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質による汚染の除去等の取組を進めることとされ、追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満の地域においては、年間 1 ミリシーベルト以下になることを長期的な目標として示された。)

平成 23 年 11 月 21 日～12 月 16 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 405 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 37、自治公民館・神社 94、交差点・停留所等 115)

平成 23 年 12 月 28 日

「特措法」に基づき、環境大臣から「汚染状況重点調査地域」の指定を受ける。

平成 24 年 1 月 1 日

「特措法」が全面施行。

平成 24 年 1 月 15 日

「広報おたわら」折込みにより放射性物質汚染状況マップ全戸配布。

平成 24 年 3 月 12 日～16 日

市内各地域の空間線量率測定（経過観察）。

(市内 211 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 17、自治公民館・神社 13、交差点・停留所等 22)

平成 24 年 3 月 15 日

「放射性物質除染に関する大田原市の基本方針」を策定。

平成 24 年 3 月 29 日

「放射性物質除染に関する大田原市の基本方針」に基づき、「除染実施計画」を策定。

平成 24 年 5 月 1 日

「広報おおたわら」に「除染実施計画」を掲載。

平成 24 年 6 月 4 日～6 月 29 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 537 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230)

平成 24 年 9 月 20 日～10 月 15 日

市内各地域の空間線量率測定（経過観察）。

(市内 209 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 96、公共施設 17、自治公民館・神社 13、交差点・停留所等 22)

平成 24 年 11 月 1 日

「除染実施計画」改訂（第 2 版策定）。

平成 24 年 11 月 29 日～12 月 18 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 530 箇所…小学校 23、中学校 7、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 94、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 229)

平成 24 年 12 月 15 日

「広報おおたわら」「住宅除染のお知らせ」により住宅除染の受付開始を周知。

平成 24 年 12 月 20 日

住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を開始。

平成 25 年 1 月 31 日～3 月 28 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託（第 1 期）

平成 25 年 3 月 1 日～3 月 21 日

市内各地域の空間線量率測定（経過観察）。

(市内 206 箇所…小学校 23、中学校 7、保育園 10、幼稚園 7、学童保育館 10、

公園 97、公共施設 17、自治公民館・神社 13、交差点・停留所等 22)

平成 25 年 3 月 11 日

住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を 6 月 28 日まで延長。

平成 25 年 3 月 19 日

「除染実施計画」改訂（第 3 版策定）。

平成 25 年 4 月 30 日～7 月 31 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託（第 2 期）その 1

住宅除染実施前詳細測定業務委託（第 2 期）その 2

平成 25 年 4 月 30 日～9 月 30 日

住宅除染業務委託（第 1 期）

平成 25 年 5 月 14 日～9 月 30 日

住宅除染業務委託（第 2 期）その 1

住宅除染業務委託（第 2 期）その 2

平成 25 年 5 月 31 日～6 月 28 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

（市内 536 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 229）

平成 25 年 8 月 19 日～8 月 29 日

市内各地域の空間線量率測定（2 年経過後の評価）。

（市内 542 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230、その他 5）

測定の結果、市内の平均値が毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回ったことを確認。

平成 25 年 8 月 27 日～11 月 15 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託（第 3 期）その 1

平成 25 年 8 月 27 日～11 月 25 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託（第 3 期）その 2

平成 25 年 8 月 27 日～12 月 20 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託（第 3 期）その 3

平成 25 年 9 月 2 日～10 月 31 日

住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を再開。

(除染対象区域のうち、市野沢、練貫、羽田、乙連沢、寒井、中野内、河原、両郷、寺宿、木佐美、大久保、久野又、大輪、川田、南方地区を戸別訪問)

平成 25 年 9 月 10 日～10 月 31 日

市営住宅除染実施前詳細測定業務委託

平成 25 年 9 月 10 日～26 年 2 月 28 日

住宅除染業務委託 (第 3 期) その 1

平成 25 年 9 月 10 日～26 年 1 月 31 日

住宅除染業務委託 (第 3 期) その 2

平成 25 年 11 月 27 日～12 月 17 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 537 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230)

平成 26 年 1 月 7 日～6 月 30 日

住宅除染業務委託 (第 4 期) その 1

住宅除染業務委託 (第 4 期) その 2

住宅除染業務委託 (第 4 期) その 3

平成 26 年 3 月 18 日

「除染実施計画」改訂 (第 4 版策定)。

平成 26 年 4 月 1 日～10 月 31 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託 (第 4 期) その 1

住宅除染実施前詳細測定業務委託 (第 4 期) その 2

住宅除染実施前詳細測定業務委託 (第 4 期) その 3

平成 26 年 5 月 7 日～7 月 31 日

住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を再開。

(除染対象区域のうち、町島、荒井、岡、今泉、戸野内、富池、実取、上石上、下石上、野崎 1・2 丁目、薄葉地区を戸別訪問)

平成 26 年 6 月 2 日～7 月 31 日

住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を再開。

(除染対象区域のうち優先対象区域以外へ配達地域指定郵便により周知)

平成 26 年 6 月 4 日～6 月 25 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 537 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230)

平成 26 年 7 月 14 日～9 月 30 日

公共施設等除染作業計画策定業務委託

平成 26 年 8 月 12 日～11 月 14 日

住宅除染実施前詳細測定業務委託 (第 5 期) その 2

住宅除染実施前詳細測定業務委託 (第 5 期) その 3

平成 26 年 8 月 26 日～27 年 1 月 30 日

住宅除染業務委託 (第 5 期)

平成 26 年 11 月 7 日～27 年 5 月 15 日

住宅除染業務委託 (第 6 期)

平成 26 年 11 月 24 日～12 月 12 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 537 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 12、幼稚園 7、学童保育館 10、公園 98、公共施設 45、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230)

平成 26 年 12 月 5 日～27 年 1 月 20 日

除染対象商業施設等ポイントデータ作成業務委託

平成 26 年 12 月 10 日

「除染実施計画」改訂 (第 5 版策定)。

平成 27 年 1 月 20 日～3 月 25 日

商業施設、事業所等の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を開始及び住宅の空間線量率測定・除染申込書兼同意書の受付を再開。

(除染対象区域へ配達地域指定郵便により周知)

平成 27 年 4 月 1 日～6 月 30 日

住宅等除染実施前詳細測定業務委託 (第 6 期)

平成 27 年 6 月 1 日～6 月 15 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 551 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 18、幼稚園 7、学童保育館 11、公園 101、公共施設 49、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230)

平成 27 年 7 月 13 日～10 月 20 日

住宅等除染業務委託 (第 7 期)

平成 27 年 11 月 11 日～12 月 4 日

市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成。

(市内 551 箇所…小学校 23、中学校 9、保育園 18、幼稚園 7、学童保育館 11、公園 101、公共施設 49、自治公民館・神社 103、交差点・停留所等 230)

平成 28 年 1 月 8 日

環境省へ除染措置完了を報告。

平成 28 年 1 月 8 日

環境省より除染措置完了市町村の認定を受ける。

平成 28 年 4 月 1 日

「広報おおたわら」「大田原市除染実施報告書(概要版)」により市民等へ周知。

2. 放射線量調査

(1) 空間線量率測定

市内各地域の空間線量率や汚染状況を把握するため、また、除染実施計画を策定するため、平成23年12月に小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童保育館、公園、公共施設、自治公民館、神社、交差点、停留所等を定点として405箇所の測定を実施しました。

その後、子どもの生活環境圏である小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童保育館、公園等を中心に3ヶ月毎に測定を実施し、経過観察を行いました。

平成25年6月以降は年2回、6月と12月に定点及び事後モニタリングとして除染を実施した施設において定期的に空間線量率を測定し、経過観察を行っています。

空間線量率の測定結果は、その都度市のホームページで公表しました。

① 市内全域の空間線量率

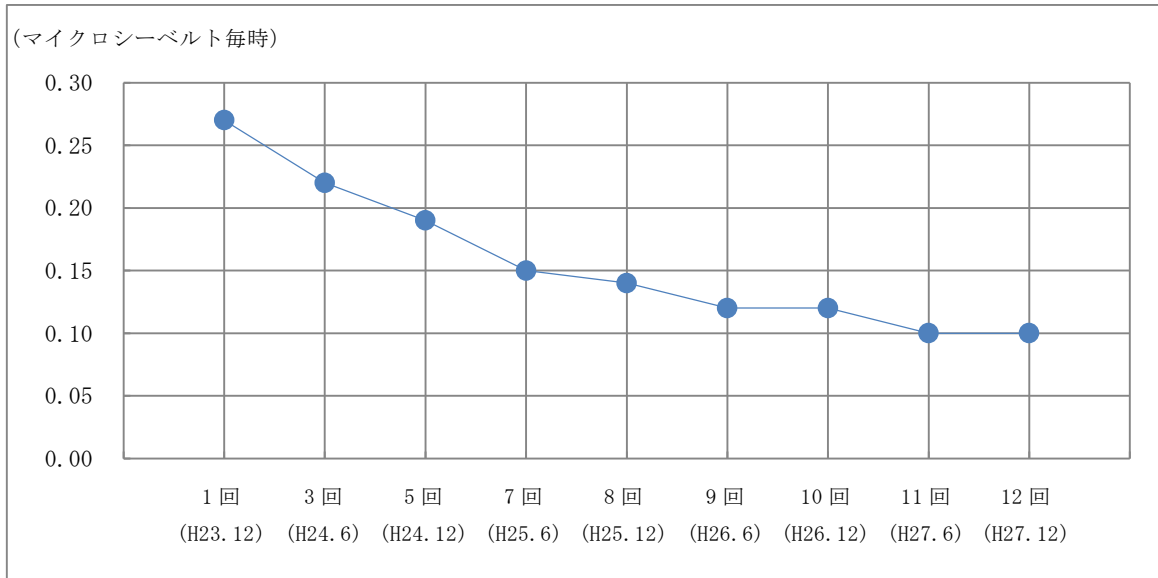
市内全域の空間線量率は、除染による効果や放射性物質の自然減衰により減少してきています。

回数	測定年月	測定箇所数	空間線量率 (マイクロシーベルト毎時)		
			最小値	最大値	平均値
1	平成23年12月	405	0.11	0.71	0.27
2	平成24年3月	211	0.10	0.70	0.28
3	平成24年6月	537	0.09	0.55	0.22
4	平成24年9月	209	0.09	0.49	0.23
5	平成24年12月	530	0.07	0.47	0.19
6	平成25年3月	206	0.07	0.44	0.20
7	平成25年6月	536	0.06	0.39	0.15
8	平成25年12月	537	0.06	0.37	0.14
9	平成26年6月	537	0.05	0.31	0.12
10	平成26年12月	537	0.06	0.29	0.12
11	平成27年6月	551	0.05	0.26	0.10
12	平成27年12月	551	0.05	0.22	0.10

※空間線量率は地表100cmの高さで測定した数値。

※平成27年12月測定、551箇所の内訳。

(小学校23、中学校9、保育園18、幼稚園7、学童保育館11、公園101、公共施設49、自治公民館・神社103、交差点・停留所等230)



※市内全域の平均値の推移。

②区域別の平均空間線量率

区域別の平均空間線量率についても、除染による効果や放射性物質の自然減衰により減少しており、現在は、すべての区域において毎時0.23マイクロシーベルトを下回っています。

なお、各測定地点における空間線量率の推移は、巻末資料に示すとおりです。

地区	区域	除染対象区域	平均空間線量率 (マイクロシーベルト毎時)				
			除染実施計画策定時	H24.12	H25.12	H26.12	H27.12
大田原	山の手	○	0.24	0.19	0.15	0.14	0.10
	城山	○	0.26	0.19	0.15	0.11	0.09
	元町	○	0.23	0.12	0.11	0.10	0.11
	新富町	○	0.26	0.17	0.14	0.11	0.09
	中央	○	0.23	0.12	0.10	0.08	0.08
	住吉町	○	0.24	0.20	0.12	0.11	0.10
	紫塚	○	0.27	0.20	0.15	0.12	0.10
	本町	○	0.24	0.19	0.15	0.12	0.11
	未広	○	0.25	0.20	0.17	0.14	0.13
	美原	○	0.26	0.19	0.15	0.13	0.11
	浅香	○	0.25	0.21	0.16	0.13	0.12
	若松町	×	0.20	0.13	0.11	0.09	0.08
	富士見	○	0.24	0.21	0.14	0.14	0.10
	若草	×	0.18	0.18	0.14	0.12	0.09
	加治屋	○	0.23	0.17	0.13	0.12	0.10

地区	区域	除染対象区域	平均空間線量率（マイクロシーベルト毎時）					
			除染実施計画策定時	H24.12	H25.12	H26.12	H27.12	
金田	中田原	○	0.29	0.19	0.15	0.13	0.12	
	町島	○	0.31	0.22	0.16	0.13	0.10	
	荒井							
	岡							
	今泉							
	戸野内							
	富池	○	0.32	0.26	0.15	0.12	0.11	
	市野沢	○	0.36	0.17	0.14	0.12	0.11	
	練貫	○	0.45	0.34	0.25	0.20	0.16	
	羽田	○	0.47	0.30	0.21	0.19	0.17	
	乙連沢	○	0.41	0.26	0.20	0.17	0.13	
	小滝	○	0.30	0.21	0.15	0.13	0.12	
	北金丸	○	0.24	0.18	0.13	0.11	0.09	
	南金丸	×	0.18	0.16	0.12	0.10	0.10	
	上奥沢	×	0.19	0.15	0.12	0.11	0.10	
	奥沢	×	0.18	0.17	0.13	0.11	0.11	
	鹿畑	×	0.17	0.17	0.14	0.13	0.08	
	倉骨	×	0.14	0.14	0.10	0.11	0.09	
	赤瀬	×	0.12	0.15	0.09	0.10	0.09	
	北大和久	×	0.15	0.15	0.11	0.11	0.08	
親園	親園	○	0.23	0.17	0.14	0.11	0.09	
	実取	○	0.35	0.21	0.13	0.11	0.10	
	滝沢	×	0.19	0.18	0.13	0.12	0.09	
	滝岡	×	0.18	0.19	0.12	0.11	0.09	
	花園	×	0.20	0.17	0.12	0.11	0.09	
	宇田川	×	0.18	0.16	0.12	0.11	0.10	
	荻野目	×	0.17	0.17	0.13	0.11	0.07	
野崎	上石上	○	0.33	0.20	0.14	0.10	0.11	
	下石上	○	0.29	0.19	0.15	0.11	0.10	
	野崎	○	0.33	0.25	0.16	0.11	0.10	
	薄葉	○	0.32	0.17	0.10	0.09	0.08	
	平沢	×	0.20	0.18	0.12	0.10	0.08	
佐久山	佐久山	×	0.18	0.16	0.13	0.11	0.09	
	藤沢	×	0.15	0.15	0.12	0.11	0.10	
	大神	×	0.15	0.13	0.11	0.11	0.09	
	福原	×	0.14	0.13	0.10	0.09	0.07	

※町島、荒井、岡、今泉、戸野内は、飛び地が入り組んでいることから1区域としました。

地区	区域	除染対象区域	平均空間線量率 (マイクロシーベルト毎時)				
			除染実施計画策定時	H24. 12	H25. 12	H26. 12	H27. 12
湯津上	狭原	×	0.13	0.11	0.09	0.08	0.08
	小船渡	×	0.13	0.13	0.11	0.09	0.08
	湯津上	×	0.15	0.13	0.11	0.10	0.08
	佐良土	×	0.14	0.12	0.11	0.10	0.09
	蛭畑	×	0.14	0.14	0.11	0.10	0.08
	蛭田	×	0.13	0.13	0.10	0.10	0.08
	新宿	×	0.15	0.13	0.11	0.10	0.09
	片府田	×	0.13	0.13	0.11	0.10	0.08
黒羽	黒羽田町	×	0.19	0.17	0.13	0.11	0.10
	前田	○	0.24	0.18	0.13	0.12	0.11
	堀之内	○	0.27	0.21	0.10	0.09	0.08
	北野上	○	0.24	0.18	0.14	0.13	0.10
	八塩	×	0.14	0.15	0.12	0.11	0.10
	北滝	×	0.13	0.13	0.11	0.11	0.09
	片田	×	0.13	0.14	0.12	0.10	0.10
	亀久	×	0.14	0.13	0.11	0.11	0.09
	矢倉	×	0.12	0.12	0.09	0.08	0.07
川西	黒羽向町	×	0.18	0.16	0.13	0.11	0.09
	大豆田	×	0.14	0.14	0.11	0.10	0.08
	余瀬	×	0.16	0.16	0.11	0.09	0.09
	蜂巢	○	0.27	0.19	0.15	0.12	0.11
	桧木沢	○	0.25	0.19	0.15	0.11	0.10
	寒井	○	0.49	0.26	0.20	0.16	0.13
両郷	中野内	○	0.47	0.32	0.25	0.19	0.18
	河原	○	0.41	0.28	0.21	0.16	0.16
	両郷	○	0.43	0.30	0.23	0.18	0.18
	寺宿	○	0.38	0.29	0.23	0.17	0.17
	木佐美	○	0.41	0.29	0.23	0.18	0.17
	大久保	○	0.28	0.23	0.17	0.15	0.15
	久野又	○	0.33	0.33	0.26	0.21	0.19
	大輪	○	0.41	0.40	0.30	0.25	0.22
	川田	○	0.38	0.27	0.21	0.16	0.15
須賀川	須佐木	×	0.15	0.14	0.11	0.11	0.09
	須賀川	×	0.12	0.12	0.10	0.09	0.08
	雲岩寺	×	0.18	0.17	0.13	0.11	0.10
	川上	×	0.19	0.16	0.13	0.10	0.09
	南方	○	0.40	0.28	0.22	0.19	0.14

※平均空間線量率は地表 100cm の高さで測定した数値。

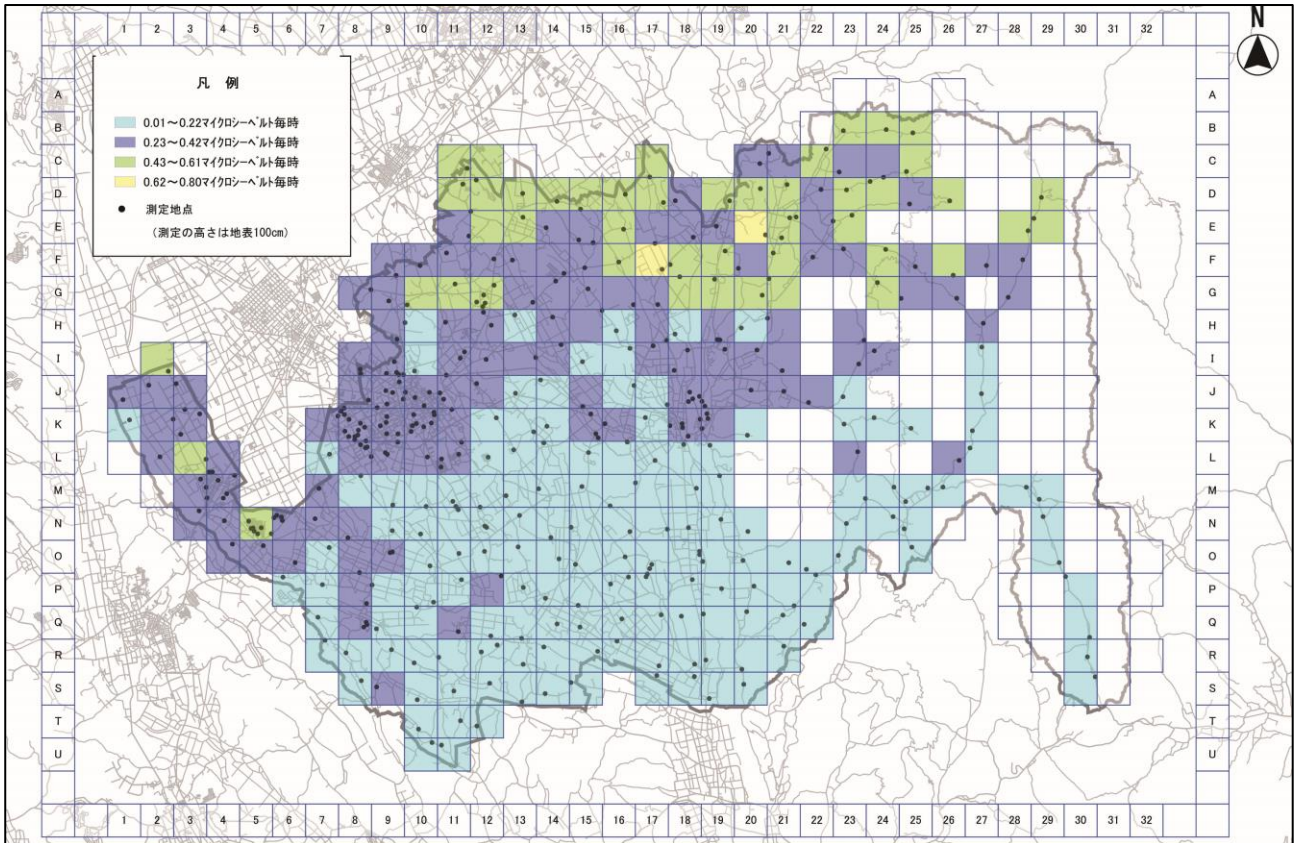
(2) 放射性物質汚染状況マップ作成

①放射性物質汚染状況マップ

空間線量率の測定結果を基に、市内を概ね1キロメートルのメッシュで区切り、メッシュ内測定点における地表100cmの高さの測定最大値により区分(色分け)し、放射性物質汚染状況マップを作成しました。

放射性物質汚染状況マップは、空間線量率測定結果と共に、その都度市のホームページで公表しました。

平成23年12月



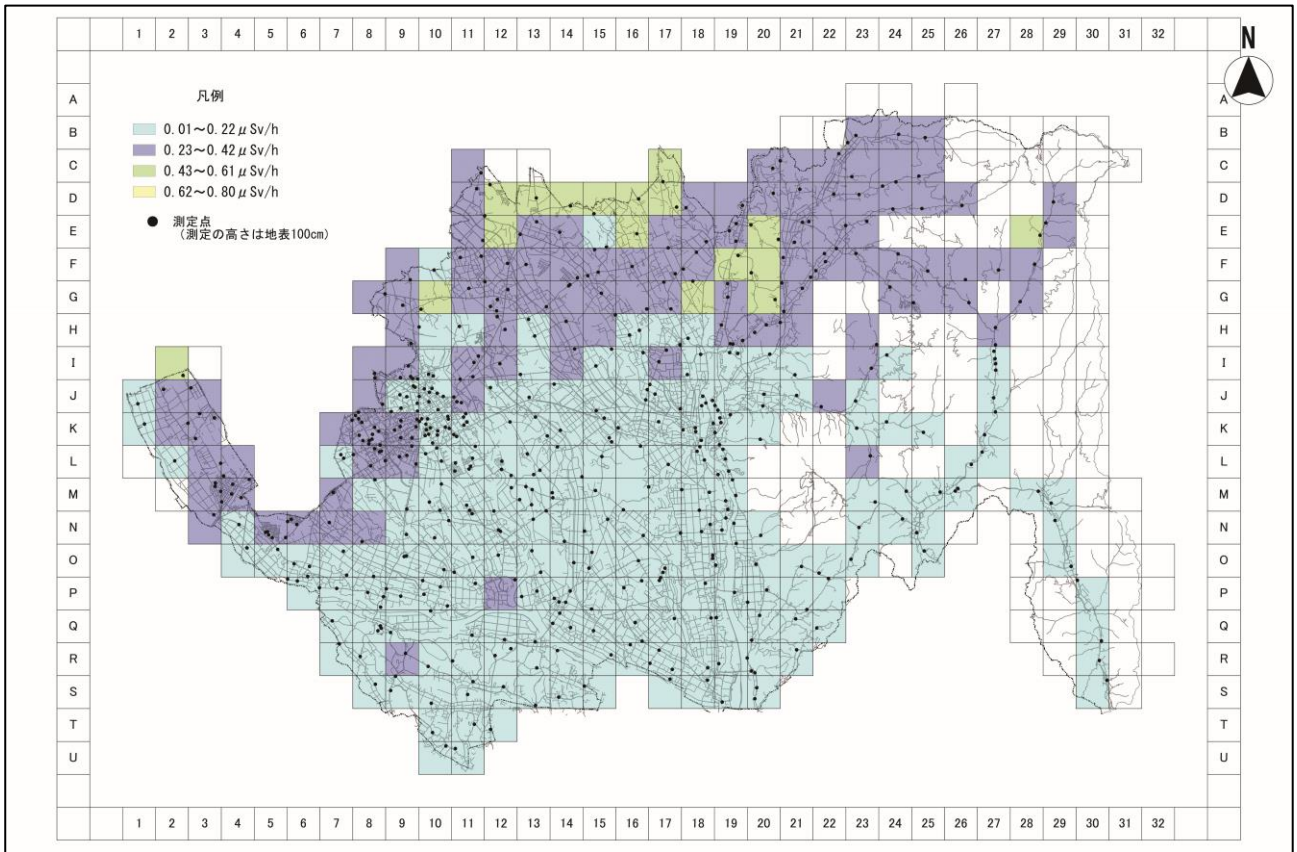
※水色は、0.01~0.22 マイクロシーベルト毎時 (年間追加被ばく1ミリシーベルト未満相当)。

紫色は、0.23~0.42 マイクロシーベルト毎時 (年間追加被ばく1~2ミリシーベルト未満相当)。

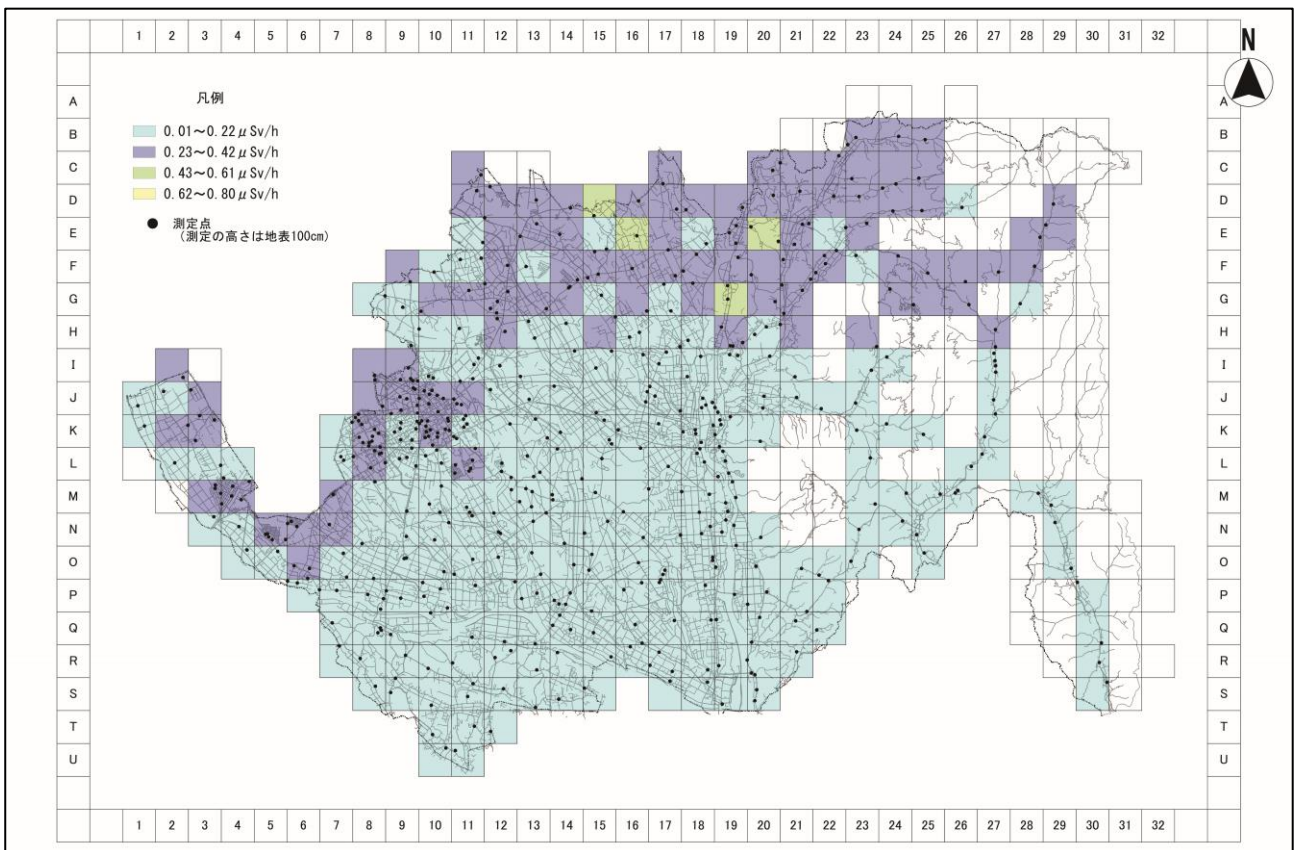
緑色は、0.43~0.61 マイクロシーベルト毎時 (年間追加被ばく2~3ミリシーベルト未満相当)。

黄色は、0.62~0.80 マイクロシーベルト毎時 (年間追加被ばく3~4ミリシーベルト未満相当)。

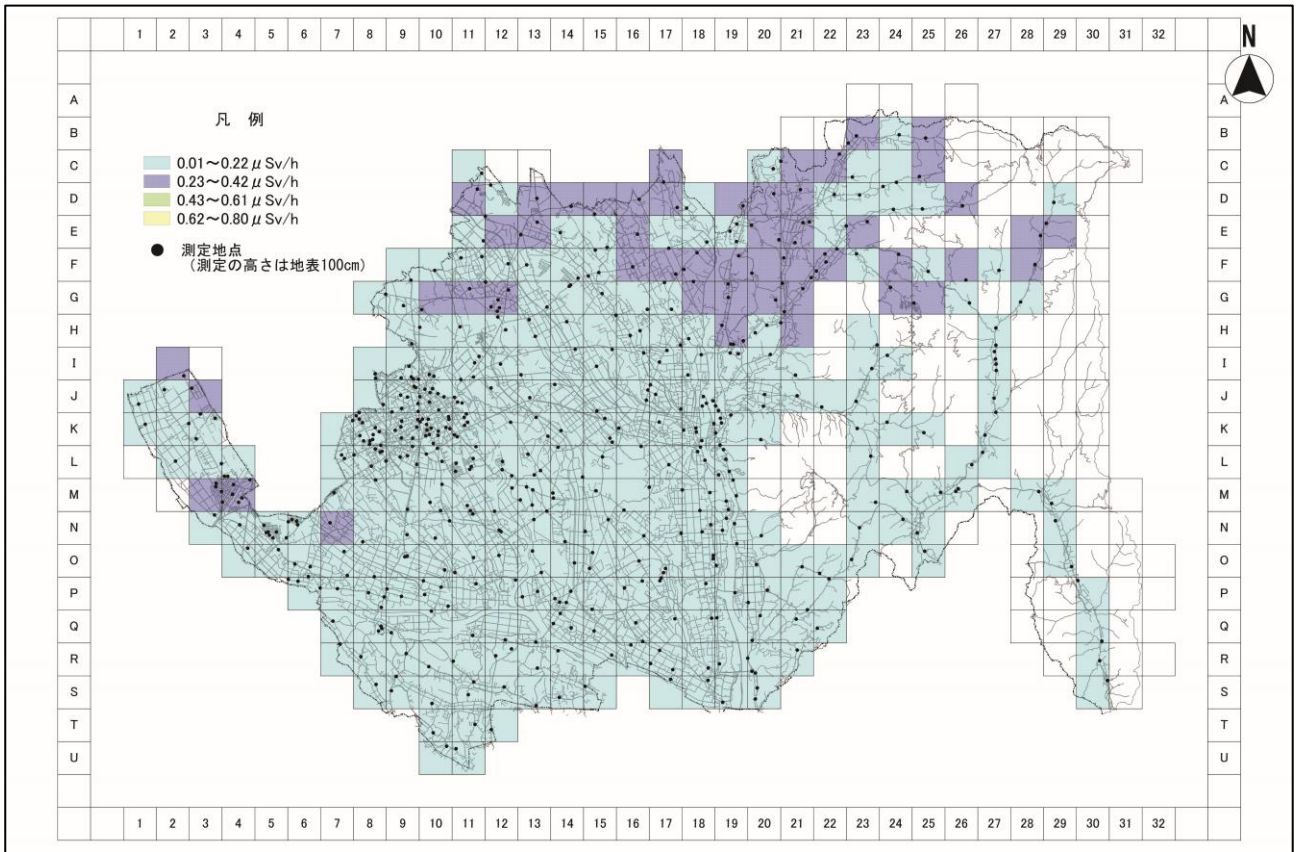
平成24年6月



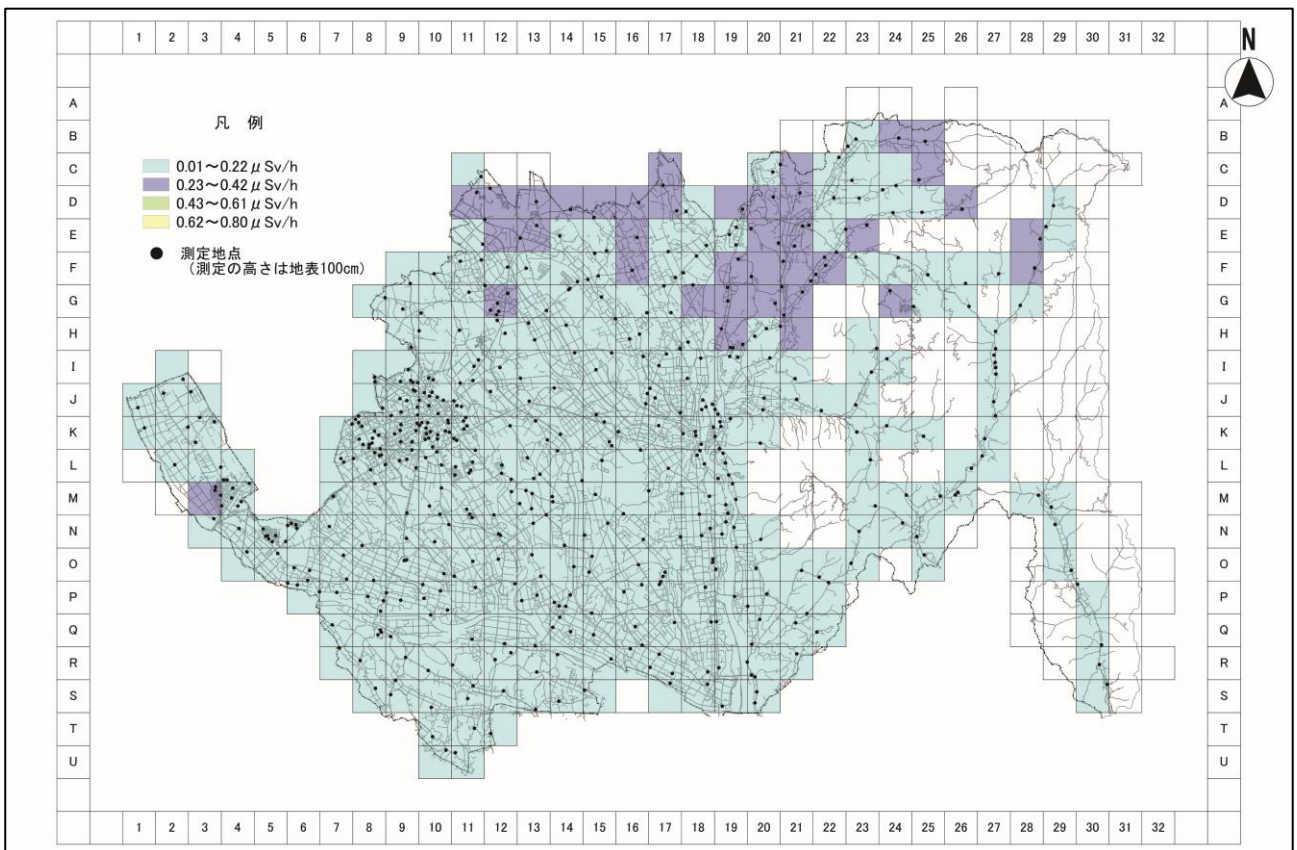
平成24年12月



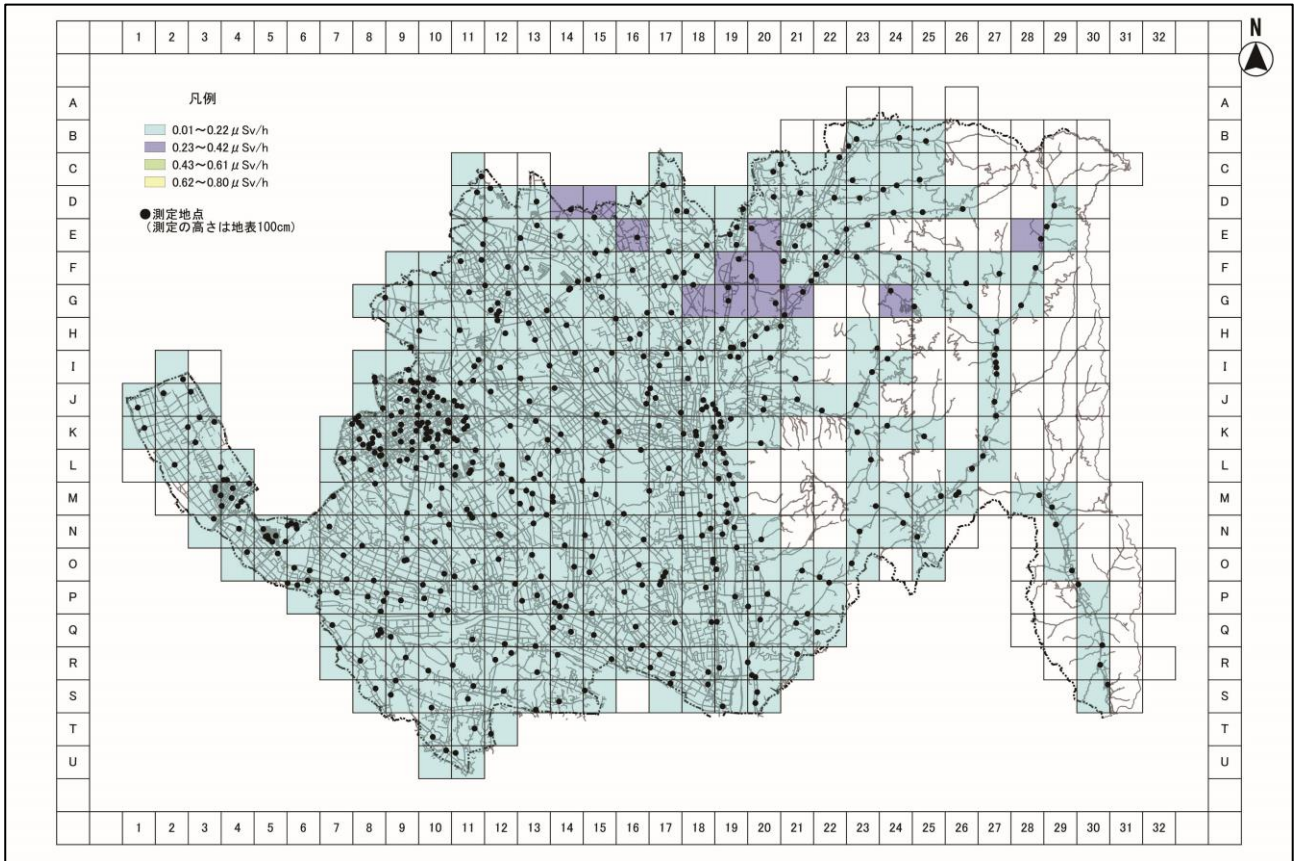
平成25年6月



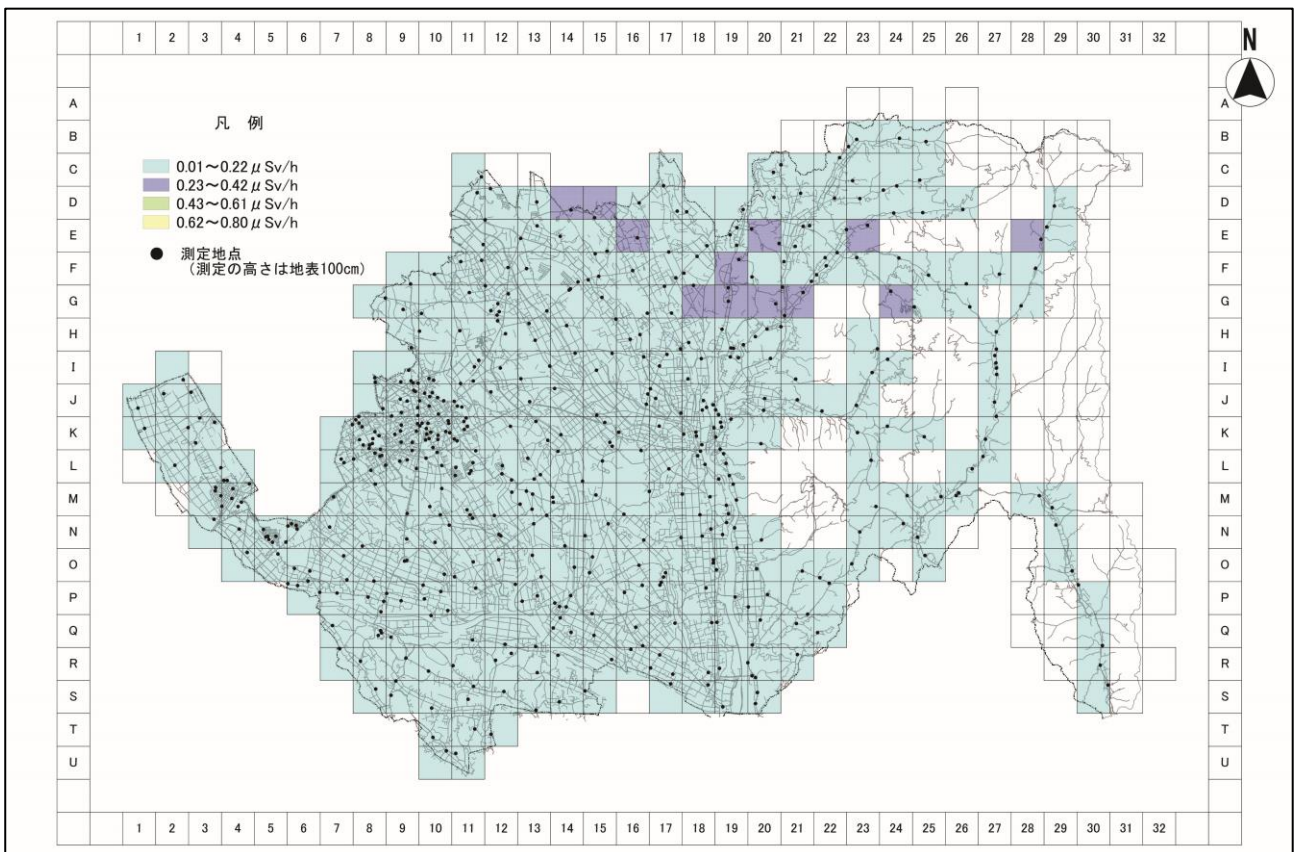
平成25年12月



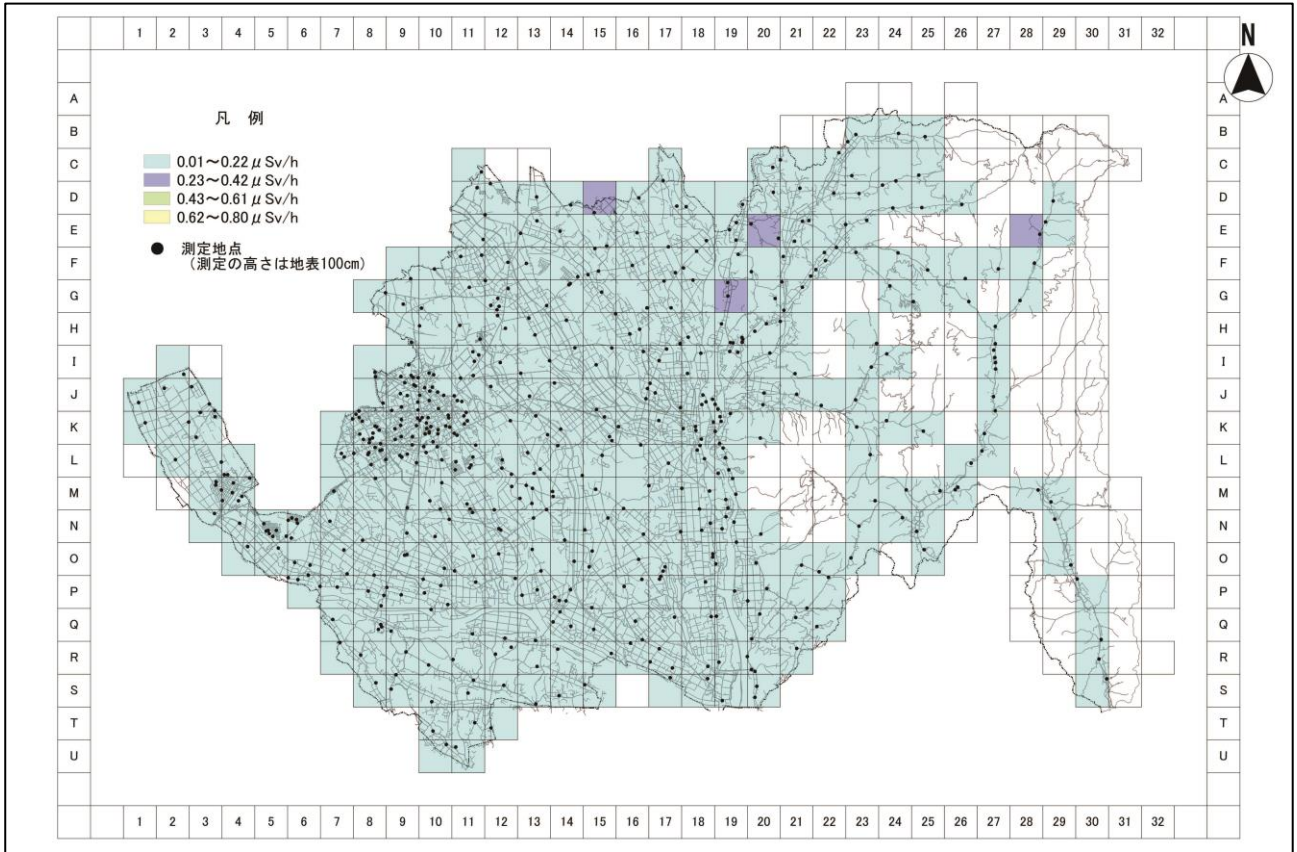
平成26年6月



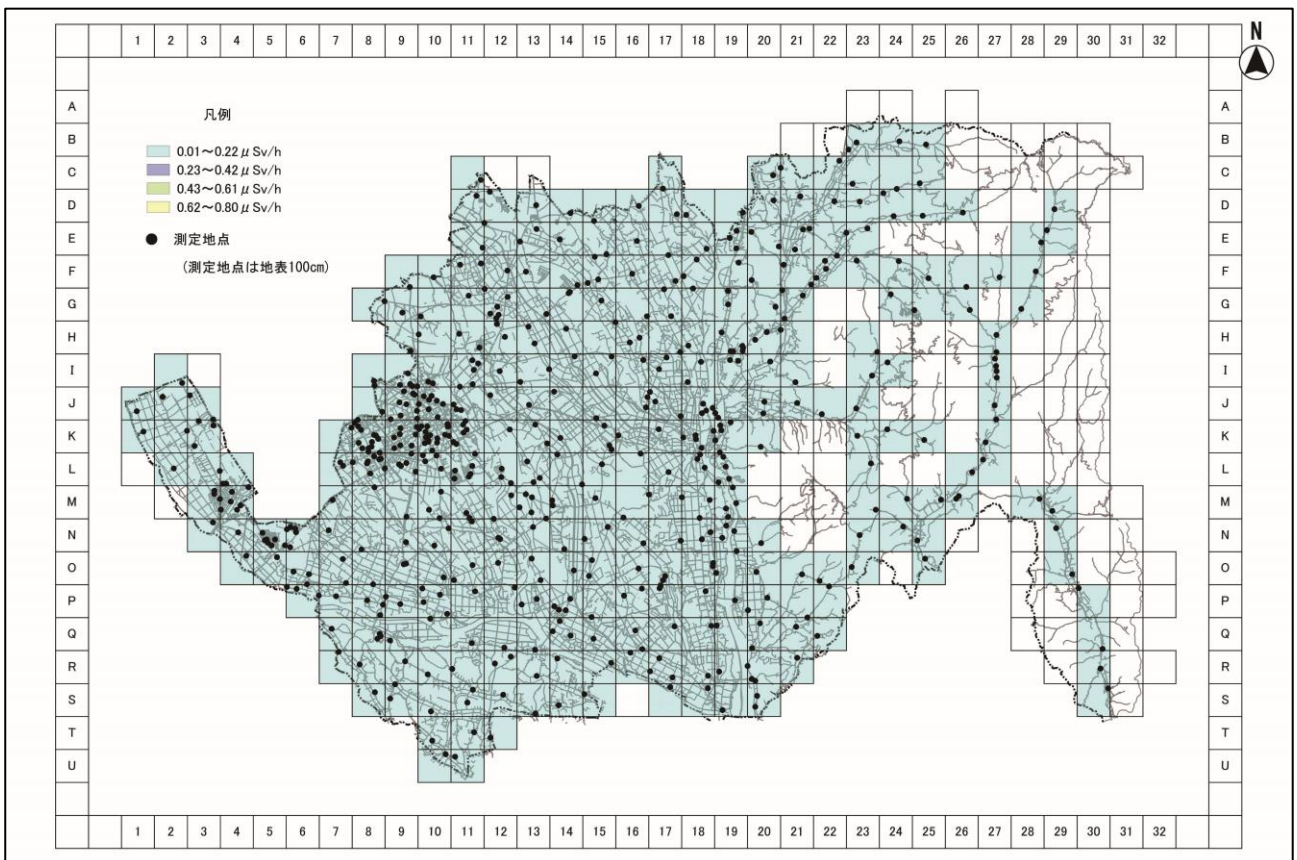
平成26年12月



平成27年6月



平成27年12月



②放射性物質汚染状況の推移

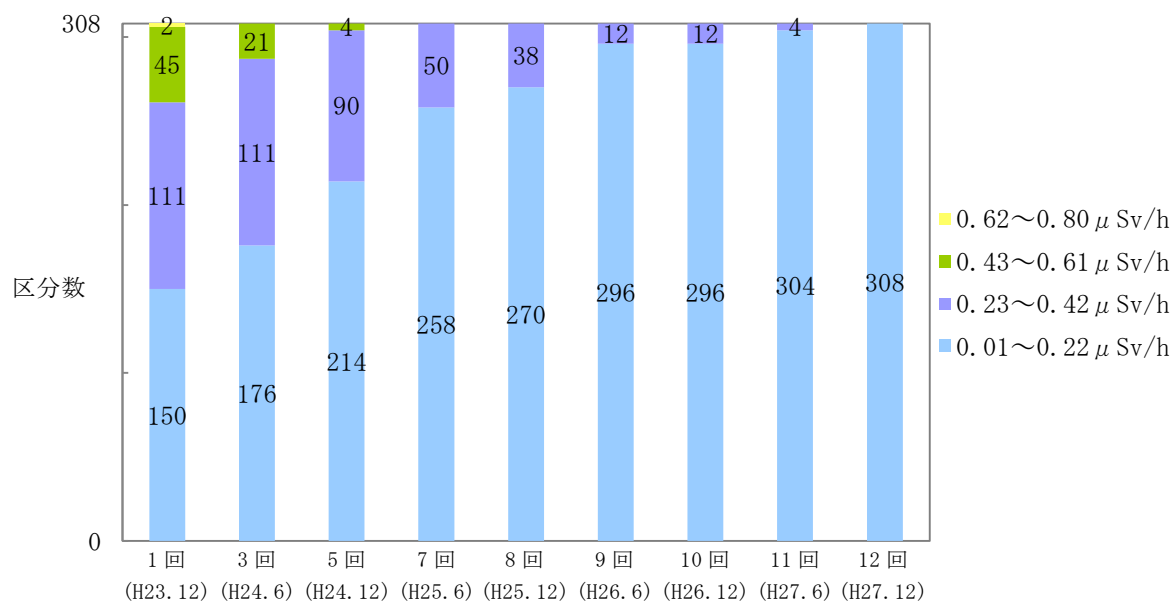
当初、半数以上を占めていた毎時0.23マイクロシーベルト以上の区分は徐々に減少し、平成27年12月には0となりました。

回数	作成年月	区分（色分け）				合計
		0.01～0.22 (マイクロシーベルト毎時) 【水色】	0.23～0.42 (マイクロシーベルト毎時) 【紫色】	0.43～0.61 (マイクロシーベルト毎時) 【緑色】	0.62～0.80 (マイクロシーベルト毎時) 【黄色】	
		1	平成23年12月	150	111	
2	平成24年3月	—	—	—	—	—
3	平成24年6月	176	111	21	0	308
4	平成24年9月	—	—	—	—	—
5	平成24年12月	214	90	4	0	308
6	平成25年3月	—	—	—	—	—
7	平成25年6月	258	50	0	0	308
8	平成25年12月	270	38	0	0	308
9	平成26年6月	296	12	0	0	308
10	平成26年12月	296	12	0	0	308
11	平成27年6月	304	4	0	0	308
12	平成27年12月	308	0	0	0	308

※地表100cmの高さの測定最大値により区分（色分け）。

※1ミリシーベルト=1,000マイクロシーベルト

※表内の数は、メッシュで区切ったマスの数。



3. 放射線量低減対策

(1) 汚染状況重点調査地域の指定

特措法により、環境大臣が、その地域における追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以上の地域を含む市町村を、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、市町村単位で指定するものです。

大田原市は、平成23年12月28日に汚染状況重点調査地域の指定を受けました。

(2) 放射性物質除染に関する大田原市の基本方針の策定

汚染状況重点調査地域の指定を受け、「放射性物質除染に関する大田原市の基本方針」を平成24年3月15日に策定しました。

基本方針の内容は、以下のとおりです。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質による汚染が関東地方を含む広範囲に広がり、大田原市においても市民の追加被ばく線量の低減を図る必要がある。

大田原市は比較的線量の低い区域とされているが、市民の生活不安を少しでも取り除くために、除染に関する緊急実施基本方針、特措法等に基づき除染実施計画等を策定し、対策を推進する。

①目標

特措法の基本方針では、長期的な目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下となることを目指すとしている。

それを踏まえて大田原市は、長期的な目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下となることを目指しつつ、達成が困難な区域については、年間追加被ばく線量を平成23年6月末に比べて、平成25年8月末までに約50パーセント（子どもについては約60パーセント）減少した状態になることを目標とする。

この目標は、除染等の措置の効果等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。

②区域及び対象毎の優先順位付け

除染の対象には土壌、工作物、道路、農地、森林、湖沼、河川等があるが、これらは極めて広範囲にわたるため、市民の健康保護の観点から空間線量が比較的高い区域を優先し除染を行う。

特に、子どもは成人よりも放射線の影響が大きいいため、子どもの生活環境である学校、保育園、公園等の対象を優先し除染を行う。

③汚染状況の詳細な確認

除染を効率的に実施するためには、詳細な汚染状況を把握する必要がある。そのため、放射性物質汚染状況マップ作成時の空間線量率に基づいて、除染を行う区域及び対象を決定し、除染等の措置を実施する際には空間線量率を再度測定し汚染状況を把握する。

④除染対象毎の方針及び方法の決定

効率的、効果的な除染を行うため区域及び対象毎に、除染の必要性、時期、どのような方法で行うか検討し決定する。

また、除染の効果等を確認するため、同地点の除染作業前・後の空間線量率の測定を実施する。

なお、除染を行った箇所については、地形的要因等により除染後に再度汚染される可能性があるため、定期的、継続的に空間線量率の測定等の調査を実施する。

⑤除染方法

除染関係ガイドライン（環境省策定）に基づいて、区域及び対象毎に除染方法を決定し除染を行う。

⑥実施主体

除染作業は、原則として市が主体となって行う。

ただし、除染を実施する区域及び対象毎に除染の規模、安全性、効率性、難易度などから判断し、実施主体を決定する。

実施主体には、国、県、市、企業、市民、ボランティア等が考えられる。

放射線量の低い箇所など状況によっては、市民に除染の協力を要請する。

⑦仮置き場の確保

除染に伴って発生した除去土壌等は、中間貯蔵施設・最終処分場等で長期的に管理する必要があるが、その設置にはかなりの時間を要することが予想される。

迅速な除染等の措置を実施するために、当面は市内に仮置き場を設置し保管するか、除染を行った区域及び対象のある場所で現場保管を行うこととする。

⑧仮置き場（現場保管）の管理

除染に伴って生じた土壌等を適切に管理するため、除染関係ガイドラインに基づき、飛散防止の措置、定期的な空間線量率の測定、除去土壌等の記録等を実施する。

(3) 除染実施計画の策定

放射性物質除染に関する大田原市の基本方針に基づいて除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、除染の実施に関する方針、対象となる区域、除染の実施主体、除染方法、除染の着手及び完了予定時期、除去土壌等の処理、その他の事項を定めた除染実施計画を平成24年3月29日に策定しました。

その後、除染の効果や進捗状況を踏まえ、内容や時期などについて見直しを行いました。

区分	年月日	改訂の主な内容
策定〈第1版〉	平成24年 3月29日	
改訂〈第2版〉	平成24年11月 1日	保留としていた区域を除染対象区域外に定めた。
改訂〈第3版〉	平成25年 3月19日	国・県等の公共施設について、除染実施者を定めた。
改訂〈第4版〉	平成26年 3月18日	スケジュールについて、平成25年度までを平成26年度までに延長し、平成27年度以降を新たに追加した。
改訂〈第5版〉	平成26年12月10日	スケジュールについて、平成27年度以降を平成27年度及び平成28年度以降に加除修正した。

①除染実施計画〈第5版〉

1. 除染の実施に関する方針

(1) 基本方針

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質による汚染が関東地方を含む広範囲に広がり、大田原市においても市民の追加被ばく線量の低減を図る必要があります。

大田原市は比較的線量の低い地域とされていますが、特措法に基づき市内の除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（1時間あたり0.23マイクロシーベルト）以下になることを目指し、子ども関連施設や公共施設を中心に市内の除染を市民や企業と連携しながら全力で取り組みます。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しますが、達成が困難な区域については、市民の日常生活における年間追加被ばく線量を平成23年6月末に比べて、平成25

年8月末までに約50パーセント（子どもについては約60パーセント）減少させることを目標とします。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 対象となる区域

(1) 対象となる区域

放射性物質汚染状況マップ作成時に測定した空間線量率を基に、区域内の測定結果が平均で毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域を除染対象とし「○」で示します。

なお、除染実施計画の対象となる区域欄が「×」の区域に関しては、平成24年3月、6月及び9月に測定した結果より、区域内の平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満のため、除染対象区域外になります。

地区	区 域	空間線量率の 範囲 (μSv/h)	平均空間線量率 (μSv/h)	除染実施計画の 対象となる区域
大田原	山の手1丁目、2丁目	0.21 ~ 0.32	0.24	○
	城山1丁目、2丁目	0.22 ~ 0.29	0.26	○
	元町1丁目、2丁目	0.23 ~ 0.24	0.23	○
	新富町1丁目、2丁目、 3丁目	0.21 ~ 0.29	0.26	○
	中央1丁目、2丁目	0.21 ~ 0.24	0.23	○
	住吉町1丁目、2丁目	0.21 ~ 0.31	0.24	○
	紫塚1丁目、2丁目、 3丁目、4丁目	0.15 ~ 0.32	0.27	○
	本町1丁目、2丁目	0.19 ~ 0.30	0.24	○
	末広1丁目、2丁目、 3丁目	0.22 ~ 0.31	0.25	○
	美原1丁目、2丁目、 3丁目	0.18 ~ 0.31	0.26	○
	浅香1丁目、2丁目、 3丁目、4丁目、5丁目	0.23 ~ 0.29	0.25	○
	若松町	0.17 ~ 0.27	0.20	×
	富士見1丁目、2丁目	0.22 ~ 0.26	0.24	○
	若草1丁目、2丁目	0.16 ~ 0.20	0.18	×
加治屋	0.16 ~ 0.28	0.23	○	

地区	区 域	空間線量率の 範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計画の 対象となる区域
金田	中田原	0.23 ~ 0.37	0.29	○
	町島	0.18 ~ 0.50	0.31	○
	荒井			
	岡			
	今泉			
	戸野内			
	富池	0.23 ~ 0.48	0.32	○
	市野沢	0.29 ~ 0.55	0.36	○
	練貫	0.29 ~ 0.52	0.45	○
	羽田	0.28 ~ 0.58	0.47	○
	乙連沢	0.28 ~ 0.56	0.41	○
	小滝	0.24 ~ 0.42	0.30	○
	北金丸	0.18 ~ 0.31	0.24	○
	南金丸	0.16 ~ 0.22	0.18	×
	上奥沢	0.17 ~ 0.22	0.19	×
	奥沢	0.17 ~ 0.20	0.18	×
	鹿畑	0.12 ~ 0.20	0.17	×
	倉骨	0.12 ~ 0.17	0.14	×
赤瀬	0.09 ~ 0.17	0.12	×	
北大和久	0.14 ~ 0.16	0.15	×	
親園	親園	0.20 ~ 0.27	0.23	○
	実取	0.30 ~ 0.41	0.35	○
	滝沢	0.16 ~ 0.23	0.19	×
	滝岡	0.16 ~ 0.21	0.18	×
	花園	0.15 ~ 0.23	0.20	×
	宇田川	0.13 ~ 0.27	0.18	×
	荻野目	0.16 ~ 0.20	0.17	×
野崎	上石上	0.20 ~ 0.43	0.33	○
	下石上	0.18 ~ 0.43	0.29	○
	野崎1丁目、2丁目	0.25 ~ 0.41	0.33	○
	薄葉	0.20 ~ 0.43	0.32	○
	平沢	0.17 ~ 0.23	0.20	×

※ 町島、荒井、岡、今泉、戸野内は、飛び地が入り組んでいることから1区域とします。

地区	区 域	空間線量率の 範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計画の 対象となる区域
佐久山	佐久山	0.14 ~ 0.24	0.18	×
	藤沢	0.10 ~ 0.19	0.15	×
	大神	0.12 ~ 0.21	0.15	×
	福原	0.10 ~ 0.18	0.14	×
湯津上	狭原	0.12 ~ 0.15	0.13	×
	小船渡	0.12 ~ 0.15	0.13	×
	湯津上	0.12 ~ 0.18	0.15	×
	佐良土	0.12 ~ 0.18	0.14	×
	蛭畑	0.11 ~ 0.17	0.14	×
	蛭田	0.11 ~ 0.20	0.13	×
	新宿	0.13 ~ 0.18	0.15	×
黒羽	片府田	0.10 ~ 0.19	0.13	×
	黒羽田町	0.14 ~ 0.26	0.19	×
	前田	0.22 ~ 0.28	0.24	○
	堀之内	0.24 ~ 0.32	0.27	○
	北野上	0.18 ~ 0.32	0.24	○
	八塩	0.12 ~ 0.18	0.14	×
	北滝	0.12 ~ 0.17	0.13	×
	片田	0.11 ~ 0.17	0.13	×
	亀久	0.12 ~ 0.17	0.14	×
矢倉	0.11 ~ 0.14	0.12	×	
川西	黒羽向町	0.15 ~ 0.24	0.18	×
	大豆田	0.10 ~ 0.20	0.14	×
	余瀬	0.13 ~ 0.19	0.16	×
	蜂巢	0.20 ~ 0.39	0.27	○
	桧木沢	0.21 ~ 0.33	0.25	○
	寒井	0.35 ~ 0.71	0.49	○

地区	区 域	空間線量率の 範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	除染実施計画の 対象となる区域
両郷	中野内	0.38 ~ 0.64	0.47	○
	河原	0.35 ~ 0.48	0.41	○
	両郷	0.36 ~ 0.46	0.43	○
	寺宿	0.28 ~ 0.55	0.38	○
	木佐美	0.33 ~ 0.56	0.41	○
	大久保	0.24 ~ 0.34	0.28	○
	久野又	0.26 ~ 0.48	0.33	○
	大輪	0.25 ~ 0.57	0.41	○
	川田	0.27 ~ 0.50	0.38	○
須賀川	須佐木	0.13 ~ 0.18	0.15	×
	須賀川	0.11 ~ 0.16	0.12	×
	雲岩寺	0.17 ~ 0.20	0.18	×
	川上	0.18 ~ 0.20	0.19	×
	南方	0.30 ~ 0.61	0.40	○

※ 除染実施計画の対象となる区域が「○」の区域の空間線量率は、平成23年12月及び平成24年3月の測定結果になります。また、除染実施計画の対象となる区域が「×」の区域の空間線量率は、平成24年6月の測定結果になります。

(2) 優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針

空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域全てを除染の対象区域としますが、全ての対象区域の除染を同時に行うことは不可能なことです。そのため、空間線量が比較的高い区域を優先し、その中でも公共性の高い公共施設、道路等の生活環境圏を優先し除染を行います。

特に、子どもは成人よりも放射線の影響が大きいいため、子どもの生活環境圏である学校、保育園、公園等を優先します。

※優先対象区域

- ・金田地区の一部（町島、荒井、岡、今泉、戸野内、富池、市野沢、練貫、羽田、乙連沢）
- ・親園地区の一部（実取）
- ・野崎地区の一部（上石上、下石上、野崎1丁目、野崎2丁目、薄葉）
- ・川西地区の一部（寒井）
- ・両郷地区の一部（中野内、河原、両郷、寺宿、木佐美、久野又、大輪、川田）
- ・須賀川地区の一部（南方）

3. 除染の実施主体

除染は、大田原市が主体となって取り組み、学校、公共施設、道路等は、原則として市が直接除染を行います。

しかし、市内の除染対象区域は広大であり、市だけで全ての除染を行うことは相当の期間を要することが予想されます。

そのため、早期に除染を行うために、住宅、宅地等の身近な周辺環境、商業施設、事業所等については、市民や企業等の所有者、管理者に除染の協力をお願いし、協働で除染を進めていくこととします。

優先度	除染対象	実施主体
1	学校、保育園、幼稚園、その他同等施設	県、市、(管理者)※1※2
2	都市公園、公園、その他同等施設	市、(管理者)
	公共施設（公共的施設を含む）	国、県、市、(所有者、管理者)
	学校等及び公共施設付近の道路（側溝含む）	国、県、市、(所有者、管理者)
3	住宅、宅地	国、県、市、独立行政法人、(所有者、管理者)※2
	商業施設、事業所	市、(所有者、管理者)
	道路	国、県、市、(所有者、管理者)
	農地、牧草地	市、(所有者、管理者)
4	森林、河川	国、県、市、(所有者、管理者)

※1 小中学校、幼稚園等は、管理者と協議の上、市が除染を実施します。なお、その場合、簡易的な除染については、管理者等のご協力をいただくことになります。

※2 自治会等による除染活動に対して、市が線量低減化地域活動支援事業により支援します。

4. 除染方法

(1) 除染方法

除染方法は、原則として除染関係ガイドライン及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（環境省制定）に基づいて除染を行います。ガイドライン等に示されている主な除染方法は次のとおりになります。

今後、除染に関する新しい技術等が確立次第、本計画を改定し市内の除染に活用していきます。

なお、除染にあたっては、実施前に対象となる地点の空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

①学校等の子どもの生活環境（学校、幼稚園、保育園、公園等）

表土のはぎ取り、客土・圧密による現状回復、植栽の剪定、落ち葉・雑草等の除去

②公共施設、商業施設、工場、集合住宅

雨樋・側溝等の清掃、植栽の剪定、落ち葉・雑草等の除去

③戸建て住宅

壁面等の清掃、雨樋・側溝等の清掃、植栽の剪定、落ち葉・雑草等の除去

④道路

除草、道路脇側溝の清掃

⑤農地・牧草地

深耕・反転耕、農道の除草、水路の清掃

⑥農地（果樹園等）

枝葉の剪定、古い枝葉の除去、雑草等の除去、水路の清掃

⑦生活圏隣接の森林

枝葉の剪定、枝打ち、落ち葉・雑草等の除去

(2) 除染作業による効果の検証

実施した除染作業が十分効果的なものであったか確認するため、除染前・除染後に空間線量率を測定することが必要です。市民の日常生活環境における追加被ばく線量を低減することが今回の目標になりますので、必ず除染効果の確認のため空間線量率の測定を行います。

(3) 除染実施後の定期的なモニタリング

地形により汚染が進行していた箇所などは、除染後に再度汚染される可能性があることや、除染作業により地形などが変化した結果、新たな汚染箇所が発生する可能性もありますので、除染実施後も定期的にモニタリングを行います。

5. 除染の着手及び完了予定時期

全ての除染対象区域の除染には長い期間を要することから、平成28年3月末までの中期的スケジュールを次のように定めます。

なお、平成28年3月末までに作業の進捗状況及び空間線量率を確認し、必要な場合は平成28年4月以降の除染の計画やスケジュールの見直しを行います。

除染対象	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降
学校、保育園、幼稚園、その他同等施設	空間線量率の高い区域から除染を実施する					
	空間線量率の経過観察を行う (線量が高い場合、追加の除染を検討する)					
都市公園、公園、その他同等施設	空間線量率の高い区域から除染を実施する					
	空間線量率の経過観察を行う (線量が高い場合、追加の除染を検討する)					
公共施設 (公共的施設含む)				空間線量率の経過観察を行い、線量が高い場合除染を実施する		
	空間線量率の経過観察を行う (線量が高い場合、追加の除染を検討する)					

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
学校等及び 公共施設付 近の道路 (側溝含 む)		空間線量率の経過観察を行い、除染を検討する				
住宅、宅地		空間線量率の高い区域から 除染を実施する				
		空間線量率の経過観察を行う (線量が高い場合、追加の除染を検討する)				
商業施設、 事業所				空間線量率の経過観察 を行い、線量が高い場 合除染を実施する		
		空間線量率の経過観 察を行う (線量が高い場合、追加の 除染を検討する)				
道路		空間線量率の経過観察を行い、除染を検討する				

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降	
農地、牧草地		空間線量率の経過観察を行い、除染を検討する					
森林、河川		方針が示され次第、除染を検討する					

6. 除去土壌等の処理

(1) 除去土壌等の取扱い

除染に伴って発生する土壌等の取扱いについては、除染を早急を実施する必要があることから、仮置き場を確保し保管するか、除染を行った場所（敷地、土地等）で現場保管することとします。なお、国や県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壌等についても、協議の上、市が設置した仮置き場にて市が保管する場合があります。

また、その際には除染関係ガイドラインに基づいて、それぞれの実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

①学校、保育園、幼稚園、都市公園、公共施設等

除染した敷地内で現場保管します。

②民地、宅地等

除染した敷地内で現場保管をお願いします。

③道路、側溝等

道路、側溝等の除去土壌等は比較的放射性物質による汚染度が高いことが想定されることから、安全性を確保するため市が仮置き場を確保し保管します。

(2) 仮置き場の設置

除染に伴い発生した除去土壌等は、仮置きすることにより周囲に比べて空間線量率が高くなることが想定されますので、適切に仮置き場を設置し安全に管理する必要があります。

①山積みにする方法

- ・山積みにする場合には、その場所にあらかじめ遮水シート等を敷き、水が地下に浸透しないようにします。
- ・除去土壌等は、耐水性のある土のう袋など、耐水性のある袋に入れて、遮水シート等の上に置きます。
- ・雨水が浸透するのを防止するため、遮水シート等で覆います。

②まとめて地下に置く方法

- ・帯水層に達しないよう注意し除去土壌等を仮置きするための穴を掘ります。
- ・穴の底面及び側面に遮水シート等を敷き、地下に水が浸透しないようにします。
- ・除去土壌等は、耐水性のある土のう袋など、耐水性のある袋に入れて、遮水シート等の上に置きます。
- ・雨水が浸透するのを防止するため、遮水シート等で覆います。
- ・穴を放射性物質で汚染されていない土（穴を掘った底部の土等）で30cmから50cm程度覆土します。

(3) 除去土壌の分別

除染に伴い発生した除去土壌等を中長期的に管理・保管するには、焼却等による減容化が必要になってきますので、除去土壌等を梱包する際に分別を行います。

(4) 適切な遮へいの実施

除去土壌等が一定量たまった段階で、覆土等で囲み、仮置き場の境界での空間線量率が周辺の空間線量率と同程度となるよう遮へいを行います。

(5) モニタリングの実施

仮置きの実施後にも、定期的に仮置き場の境界での空間線量率を測定し、その結果を記録します。もし周辺よりも高い空間線量率が測定された場合には、覆土を増やす等の遮へいを再度行います。

(6) 仮置き終了後の管理

仮置き場には、必ず周囲をロープ等で囲い、適切な表示を掲示し管理を行います。

また、遮水シート等の覆いが外れたりして、除去土壌等が周囲に飛散しないように管理します。

7. その他の事項

(1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。

(2) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、定期的に空間放射線量を測定します。

(3) 空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、市広報やホームページ等で随時公表します。

(4) 土壌等の除染を実施する場合には、除去土壌等の発生抑制に配慮します。

②除染対象区域

緑色及び桃色で色分けしてある区域は、平成23年12月及び平成24年3月に測定した結果により、区域内の平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上、年間の追加被ばく線量にして1ミリシーベルトを超える区域であり、この色分けしてある区域を除染対象区域としました。

その中で緑色の区域は、市内でも空間線量が比較的高い区域であり、優先的に除染を行う優先対象区域としました。

(4) 除染実施前詳細測定及び除染の実施状況

平成24年3月に策定した除染実施計画に基づき、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下になることを目指し、市民の健康保護の観点から空間線量が比較的高い区域を優先し、また、子どもは成人よりも放射線の影響が大きいため、子どもの生活環境圏である小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童保育館、公園等を優先して除染を実施しました。

除染の実施にあたっては、環境省が策定した除染関係ガイドラインに基づき、除染実施前に詳細測定を行い、除染対象の代表地点及び各地点の空間線量率の測定結果が毎時0.23マイクロシーベルト以上であった場合に除染を実施しました。

また、追加被ばく線量を低減することが目標であり、除染の効果等を確認するため、同地点の除染作業前・後の空間線量率の測定を行いました。

主な除染の実施状況は、以下のとおりです。

①学校、保育園、幼稚園等

小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童保育館等については、子どもの生活空間であることに配慮し、地表50cmの高さの測定値により除染実施の判断を行い、14小学校、5中学校、12保育園・幼稚園等で除染を実施しました。なお、子どもは成人よりも放射線の影響が大きいため、平成23年度から優先して除染を実施しました。

除染方法は、市内でも空間線量が比較的高い区域などでは、除染の効果を高めるため主に校庭・園庭の表土除去を行い、空間線量が比較的低い区域などでは、雨樋下などのホットスポット（局所的な汚染箇所）の除染を行いました。



・小学校

	施設名	除染方法等	除染実施年月日
1	羽田小学校	校庭表土除去	平成 23 年 10 月 18 日～31 日
2	両郷中央小学校	校庭表土除去	平成 23 年 12 月 7 日～28 日
3	寒井小学校	校庭表土除去	平成 24 年 1 月 20 日～3 月 25 日
4	石上小学校	校庭表土除去	平成 24 年 2 月 10 日～3 月 30 日
5	蜂巢小学校	校庭表土除去	平成 24 年 3 月 1 日～30 日
6	市野沢小学校	校庭表土除去	平成 24 年 7 月 6 日～9 月 13 日
7	薄葉小学校	校庭表土除去	平成 24 年 7 月 6 日～9 月 13 日
8	紫塚小学校	校庭表土除去	平成 25 年 2 月 20 日～3 月 28 日
9	西原小学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日
10	大田原小学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日
11	親園小学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日
12	金丸小学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日
13	佐久山小学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日
14	川西小学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日

・中学校

	施設名	除染方法等	除染実施年月日
1	黒羽中学校	弓道場表土除去	平成 24 年 10 月 1 日～11 月 9 日
2	金田北中学校	校庭表土除去	平成 24 年 10 月 10 日～平成 25 年 3 月 28 日
3	野崎中学校	校庭表土除去	平成 24 年 10 月 10 日～平成 25 年 3 月 28 日
4	大田原中学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日
5	金田南中学校	ホットスポット除染	平成 25 年 7 月 9 日～9 月 16 日

・保育園、幼稚園等

	施設名	除染方法等	除染実施年月日
1	ふたば幼稚園	園庭表土除去	平成 23 年 8 月 10 日～21 日
2	なでしこ幼稚園	園庭表土除去	平成 23 年 5 月 1 日～11 月 19 日
3	黒羽幼稚園	園庭表土除去	平成 23 年 8 月 24 日
4	かねだ保育園	園庭表土除去	平成 23 年 10 月 29 日～30 日
5	聖家幼稚園	園庭表土除去	平成 24 年 1 月 28 日～30 日
6	野崎幼稚園	園庭表土除去	平成 24 年 2 月 9 日～12 日
7	美原第一・第二学童保育館	園庭表土除去	平成 24 年 2 月 13 日～16 日
8	しんとみ保育園	園庭表土除去	平成 24 年 3 月 2 日～5 日
9	のぎき保育園	園庭表土除去	平成 24 年 7 月 6 日～9 月 13 日
10	くろばね保育園	園庭表土除去	平成 24 年 10 月 17 日～平成 25 年 3 月 10 日
11	すみよし子育て支援センター	園庭表土除去	平成 24 年 10 月 17 日～平成 25 年 3 月 10 日
12	レオ子どもクラブ	雨樋下除染	平成 27 年 9 月 29 日

②都市公園、公園等

子どもの生活環境圏である都市公園、公園等についても、地表50cmの高さの測定値により除染実施の判断を行い、31公園で除染を実施しました。

除染方法は、除染の効果を高めるため全ての公園で園内の表土除去を行いました。

	施設名	除染方法等	除染実施年月日
1	下石上公園	園内表土除去	平成24年7月19日～11月15日
2	野崎ニュータウン第4公園	園内表土除去	平成24年7月19日～11月15日
3	野崎ニュータウン第6公園	園内表土除去	平成24年7月19日～11月15日
4	上石上公園	園内表土除去	平成24年8月2日～11月29日
5	前原あおぞら公園	園内表土除去	平成24年8月2日～11月29日
6	野子内桜公園	園内表土除去	平成24年8月2日～11月29日
7	ロックタウンふれあい公園	園内表土除去	平成24年8月2日～11月29日
8	野崎公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
9	薄葉児童公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
10	中薄葉児童公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
11	薄葉中山公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
12	野崎ニュータウン第1公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
13	野崎ニュータウン第3公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
14	あけぼの公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
15	上石上ハイムタウン公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
16	薄葉なかよし公園	園内表土除去	平成24年10月2日～平成25年2月28日
17	わんぱく広場	園内表土除去	平成24年10月17日～平成25年3月10日
18	実取団地内公園	園内表土除去	平成25年6月25日～10月2日
19	中田原団地内公園	園内表土除去	平成25年6月25日～10月2日
20	中田原工業団地東公園	園内表土除去	平成25年7月23日～11月29日
21	羽田沼野鳥公園	園内表土除去	平成25年7月23日～11月29日
22	水元児童公園	園内表土除去	平成25年7月23日～11月29日
23	富池公園	園内表土除去	平成25年7月23日～11月29日
24	岡公園	園内表土除去	平成25年7月23日～11月29日
25	中田原工業団地南公園	園内表土除去	平成25年7月23日～11月29日
26	野崎東町交流公園	園内表土除去	平成25年10月15日～平成26年2月11日
27	北山公園	園内表土除去	平成25年10月15日～平成26年2月11日
28	ロックシティー公園	園内表土除去	平成25年10月15日～平成26年2月11日
29	駅前中央公園	園内表土除去	平成25年10月15日～平成26年2月11日
30	駅前東公園	園内表土除去	平成25年10月15日～平成26年2月11日
31	駅前北公園	園内表土除去	平成25年10月15日～平成26年2月11日

③公共施設

公共施設については、地表100cmの高さの測定値により除染実施の判断を行い、平成26年度に5施設で除染を実施しました。

除染方法は、各施設の雨樋下等の除染を行いました。

	施設名	除染方法等	除染実施年月日
1	黒羽運動公園（多目的運動場他）	雨樋下等除染	平成26年9月26日
2	少年指導センター	雨樋下除染	平成26年10月14日
3	美原公園（水泳プール・管理施設等）	雨樋下除染	平成26年10月14日
4	大田原市シルバー人材センター	雨樋下除染	平成26年10月30日
5	五峰の湯	雨樋下除染	平成26年11月10日

④住宅（戸建住宅、集合住宅）、市営住宅

住宅（戸建住宅、集合住宅）については、平成24年度から住宅除染の受付を行うと共に、優先対象区域においては戸別訪問を実施し、除染対象区域内の7,108戸から申込みがありました。また、除染対象区域外の中学生以下の子どもが居住している住宅も対象とし、61戸から申込みがありました。

そのうち、除染実施前の詳細測定を除染対象区域内で6,153戸、除染対象区域外で61戸実施しました。

中学生以下の子どもが居住している住宅については、地表50cmの高さの測定値で、それ以外の住宅については、地表100cmの高さの測定値により除染実施の判断を行い、2,129戸について除染を実施しました。

除染方法は、除染対象の代表地点及び各地点の空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト以上であった場合、雨樋下等の汚泥の除去、庭等のホットスポットの天地返し、落ち葉の除去、除草、低木の枝葉の剪定（常緑樹のみ）などを行いました。

除染に伴い発生した除去土壌等については、除染を実施した住宅の敷地内に埋設し、現場保管していただいております。

市営住宅については、住宅（戸建住宅、集合住宅）と同様に、3団地で除染を実施しました。



・住宅（戸建住宅、集合住宅）

	区域数	対象戸数 (A)	申込戸数	詳細測定実施 戸数 (B)	詳細測定結果	
					除染対象(C)	除染対象外
優先対象区域	25	4,358	4,471	3,609	2,467	1,142
対象区域	23	9,902	2,637	2,544	1,116	1,428
計	48	14,260	7,108	6,153	3,583	2,570
対象区域外 (中学生以下居住)	40	—	61	61	0	61

※申込戸数には、住宅以外の申込みや申込みの重複等の数を含みます。

	除染実施戸数 (D)	詳細測定実施率 (B/A)	除染実施率 (D/A)	除染対象実施率 (D/C)
優先対象区域	1,299	82.8%	29.8%	52.7%
対象区域	830	25.7%	8.4%	74.4%
計	2,129	43.1%	14.9%	59.4%
対象区域外 (中学生以下居住)	0	—	—	0.0%

・市営住宅

	施設名	棟数	除染方法等	除染実施年月日
1	星ヶ丘団地	10	雨樋下除染	平成26年5月12日
2	野崎団地	12	雨樋下除染	平成26年5月13日
3	中田原団地	38	雨樋下除染	平成26年5月14日～20日

⑤商業施設、事業所等

商業施設、事業所等については、除染対象区域内に存在する施設等を対象として平成26年度から除染の受付を行い、137施設から申込みがありました。

そのうち、除染実施前の詳細測定を116施設で実施し、地表100cmの高さの測定値により除染実施の判断を行い、21施設について除染を実施しました。

除染方法は、住宅（戸建住宅、集合住宅）と同様に実施しました。

	区域数	対象施設数 (A)	申込施設数	詳細測定実施 施設数 (B)	詳細測定結果	
					除染対象(C)	除染対象外
優先対象区域	25	478	39	35	12	23
対象区域	23	1,629	98	81	14	67
計	48	2,107	137	116	26	90

	除染実施施設数 (D)	詳細測定実施率 (B/A)	除染実施率 (D/A)	除染対象実施率 (D/C)
優先対象区域	10	7.3%	2.1%	83.3%
対象区域	11	5.0%	0.7%	78.6%
計	21	5.5%	1.0%	80.8%

⑥国、県の施設

市内の県立高校、県営住宅及び駐在所等の施設については、国や県が除染を実施しました。

	区分	施設名	除染方法等	実施主体	実施時期
1	高等学校	大田原高校	ホットスポット除染	県	H24年度
2		大田原女子高校	ホットスポット除染	県	
3		黒羽高校	ホットスポット除染	県	
4	集合住宅	県営中田原住宅	雨樋下等除染	県	H25年度
5	公共施設	寒井駐在所	雨樋下等除染	県	H25年度
6		両郷駐在所	雨樋下等除染	県	
7		黒羽刑務所	ホットスポット除染	国	H26年度

(5) モニタリング

地形により雨水排水に伴って周辺の放射性物質が集まる箇所などは、除染後に再度汚染される可能性があることや、除染作業により地形などが変化した結果、新たな汚染箇所が発生する可能性もありますので、除染を実施した小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童保育館、公園、公共施設等において定期的にモニタリングを行っています。

モニタリングは、市内各地域の空間線量率測定及び放射性物質汚染状況マップ作成と併せて実施し、その都度市のホームページで公表しました。

4. 除染実施計画の達成

(1) 除染実施計画の達成状況

平成25年8月に市内各区域の空間線量率測定を実施した結果、市内の平均値が毎時0.23マイクロシーベルトを下回り、除染実施計画に掲げた下記の目標は達成されました。

また、現在も、特措法の基本方針に定める追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）を超える区域は存在していません。

大田原市除染実施計画 一抜粋一

(1) 基本方針

特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下になることを目指しますが、達成が困難な区域については、市民の日常生活における年間追加被ばく線量を平成23年6月末に比べて、平成25年8月末までに約50パーセント（子どもについては約60パーセント）減少させることを目標とします。

(2) 除染措置完了市町村の認定

除染措置完了市町村は、特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された市町村のうち、除染実施計画において予定されていた除染等の措置が完了したことを環境省に報告し、環境省がその内容を確認し認定した市町村です。

大田原市は、平成28年1月8日に除染措置完了市町村の認定を受けました。

認定を受けた後も、汚染状況重点調査地域内における必要なモニタリングを実施し、除染効果が維持されていることの確認等を行います。

5. 今後の対応

(1) 放射線量調査の継続

市内の小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童保育館、公園、公共施設、自治公民館、神社、交差点、停留所等の定点及び事後モニタリングとして除染を実施した施設において、空間線量率を測定し経過観察を継続します。

経過観察の結果、新たに除染等の措置が必要な場合は追加の除染を検討します。

また、空間線量率の測定結果を基に、放射性物質汚染状況マップを作成し、市のホームページで公表します。

なお、放射線量調査は国の補助制度を活用して実施しているところであり、補助事業終了時期に合わせ、空間線量率の測定及び放射性物質汚染状況マップ作成を終了いたします。

(2) 汚染状況重点調査地域の指定解除

汚染状況重点調査地域は、指定の要件となった事実の変更により、その指定を解除することができるかとされています。

指定解除には、除染等の措置が完了し、対象地域における追加被ばく線量が年

間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下に低減した状況にあっても、仮置場や除染を実施した敷地内で保管されている除去土壌等の処分を完了させる必要があります。

大田原市では、除染に伴い発生した除去土壌等について、除染を実施した各施設及び各住宅等の敷地内に埋設し、現場保管していただいておりますので、現時点では汚染状況重点調査地域の指定解除には至っておりません。

今後、国において処分方法等が決定次第、適宜処分等を実施していきます。

卷 末 資 料

〈空間線量率測定結果推移〉

地区	No	測定地点名	H23.11.27～12.16		H24.3.12～3.16		H24.6.4～6.29		H24.9.20～10.15		H24.11.29～12.18		H25.3.1～3.21		H25.5.31～6.28		H25.11.27～12.17		H26.6.4～6.25		H26.11.24～12.12		H27.6.1～6.15		H27.11.11～12.4		測定地点の状況	マーカーNo			
			50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm					
	71	金田北中学校*1	0.36	0.36	0.33	0.32	0.30	0.29	0.23	0.23	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.13	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	砂(仮置)	G12	
	72	金田南中学校*1	0.24	0.23	0.23	0.22	0.20	0.19	0.18	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.13	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	砂(仮置)	K15	
	73	中田原工業団地東公園*1	0.39	0.37	0.35	0.36	0.30	0.29	0.23	0.24	0.23	0.23	0.22	0.24	0.23	0.22	0.23	0.13	0.11	0.10	0.12	0.12	0.11	0.11	0.12	0.10	0.10	芝(公園内)	I11		
	74	中田原工業団地南公園*1	0.28	0.28	0.28	0.28	0.27	0.25	0.23	0.23	0.23	0.22	0.20	0.23	0.21	0.20	0.19	0.12	0.13	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	芝(公園内)	I11	
	75	西公園*1	0.54	0.51	0.52	0.49	0.50	0.48	0.43	0.41	0.41	0.43	0.38	0.43	0.39	0.33	0.31	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.12	0.10	0.10	砂(公園内)	G10	
	76	南公園*1	0.50	0.48	0.45	0.43	0.43	0.41	0.37	0.35	0.35	0.35	0.37	0.31	0.30	0.27	0.26	0.15	0.14	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	砂(公園内)	G11	
	77	南原あぶら公園*1	0.44	0.39	0.40	0.37	0.38	0.36	0.31	0.29	0.13	0.13	0.13	0.12	0.13	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	0.10	0.10	0.10	砂(公園内)	G12	
	78	野子内形公園*1	0.40	0.37	0.39	0.34	0.35	0.32	0.30	0.29	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	0.11	0.10	砂(公園内)	G12	
	79	野田沼野島公園*1	0.30	0.28	0.16	0.16	0.16	0.16	0.14	0.14	0.14	0.12	0.12	0.14	0.13	0.11	0.11	0.09	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	アスファルト(駐車場)	E15
	80	鹿野公園	0.23	0.22	0.23	0.20	0.20	0.19	0.17	0.18	0.18	0.18	0.16	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.13	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	砂(公園内)	M14	
	81	道路補修基地	0.18	0.18	-	-	0.19	0.19	-	-	0.16	0.16	0.16	-	-	0.11	0.12	0.12	0.13	0.10	0.10	0.11	0.09	0.09	0.07	0.08	0.08	砂(敷地内)	H10		
	82	金田北地区公民館	0.59	0.55	0.52	0.49	0.45	0.43	0.34	0.34	0.35	0.35	0.34	0.34	0.31	0.25	0.25	0.26	0.25	0.20	0.20	0.22	0.20	0.19	0.20	0.19	0.20	0.19	砂(敷地内)	G12	
	83	乙濃沢浄水場	0.58	0.56	0.52	0.49	0.46	0.46	0.37	0.38	0.35	0.35	0.34	0.35	0.35	0.26	0.25	0.28	0.26	0.21	0.22	0.23	0.22	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	アスファルト(入口付近)	D13	
	84	金田南地区公民館	0.20	0.19	0.17	0.17	0.15	0.16	0.14	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.08	0.06	0.09	0.09	0.09	アスファルト(入口付近)	K15	
	85	東豊田地区公民館	0.26	0.25	0.23	0.23	0.20	0.20	0.19	0.19	0.20	0.20	0.18	0.18	0.19	0.16	0.15	0.13	0.12	0.11	0.11	0.13	0.12	0.10	0.09	0.11	0.10	0.10	砂(遊具付近)	J12	
	86	上栗田公民館	0.31	0.31	-	-	0.31	0.29	-	-	0.26	0.23	-	-	-	0.21	0.20	0.21	0.20	0.18	0.15	0.17	0.17	0.14	0.12	0.15	0.15	0.15	砂(敷地内)	H12	
	87	下栗田公民館	0.31	0.30	-	-	0.27	0.25	-	-	0.23	0.20	-	-	-	0.20	0.19	0.18	0.16	0.15	0.15	0.15	0.16	0.13	0.12	0.14	0.14	0.14	砂(敷地内)	I12	
	88	北井集落センター	0.28	0.27	-	-	0.21	0.20	-	-	0.18	0.18	-	-	-	0.15	0.14	0.15	0.16	0.11	0.11	0.11	0.12	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	アスファルト(敷地内)	H11	
	89	赤家集落センター	0.32	0.28	-	-	0.24	0.23	-	-	0.18	0.17	-	-	-	0.15	0.14	0.15	0.17	0.13	0.13	0.13	0.13	0.11	0.09	0.09	0.10	0.10	アスファルト(敷地内)	G09	
	90	赤家集落センター	0.38	0.32	-	-	0.24	0.23	-	-	0.22	0.20	-	-	-	0.17	0.16	0.17	0.15	0.13	0.13	0.14	0.13	0.12	0.10	0.12	0.10	0.10	アスファルト(敷地内)	H09	
	91	西野公民館	0.40	0.39	-	-	0.28	0.27	-	-	0.24	0.22	-	-	-	0.17	0.16	0.16	0.16	0.17	0.12	0.13	0.12	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	アスファルト(入口付近)	F11	
	92	西野公民館	0.39	0.37	-	-	0.35	0.32	-	-	0.29	0.28	-	-	-	0.22	0.20	0.21	0.18	0.16	0.16	0.16	0.16	0.14	0.15	0.14	0.15	0.14	砂(入口付近)	F12	
	93	西野公民館	0.54	0.53	0.50	0.50	0.48	0.48	0.39	0.40	0.36	0.35	0.33	0.30	0.25	0.24	0.24	0.24	0.25	0.19	0.20	0.21	0.20	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	アスファルト(入口付近)	E12	
	94	西野公民館	0.63	0.58	0.55	0.52	0.57	0.53	0.51	0.48	0.46	0.43	0.48	0.42	0.38	0.32	0.36	0.34	0.32	0.29	0.31	0.27	0.24	0.23	0.22	0.21	0.21	0.21	砂(入口付近)	D15	
	95	西野東部集落センター	0.60	0.58	0.55	0.51	0.55	0.50	0.45	0.39	0.44	0.44	0.44	0.40	0.39	0.35	0.24	0.24	0.26	0.25	0.24	0.24	0.24	0.21	0.20	0.22	0.19	0.19	砂(遊具付近)	E16	
	96	久保集落センター	0.55	0.53	0.50	0.47	0.42	0.39	0.38	0.35	0.33	0.29	0.29	0.34	0.31	0.25	0.26	0.25	0.23	0.22	0.21	0.21	0.21	0.17	0.16	0.18	0.17	0.16	砂(敷地内)	E13	
	97	乙濃沢公民館	0.41	0.38	-	-	0.32	0.29	-	-	0.27	0.25	-	-	-	0.23	0.22	0.21	0.20	0.16	0.16	0.17	0.16	0.14	0.13	0.13	0.14	0.14	砂(敷地内)	F14	
	98	小栗集落センター	0.37	0.31	-	-	0.28	0.27	-	-	0.25	0.25	-	-	-	0.20	0.18	0.18	0.18	0.16	0.16	0.15	0.16	0.13	0.12	0.11	0.11	0.12	砂(敷地内)	G13	
	99	木立公民館	0.32	0.31	-	-	0.28	0.26	-	-	0.24	0.22	-	-	-	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.17	0.15	0.15	0.14	0.12	0.16	0.14	0.14	砂(敷地内)	I14	
	100	上の原集落センター	0.25	0.22	-	-	0.21	0.20	-	-	0.15	0.16	-	-	-	0.14	0.13	0.12	0.10	0.10	0.10	0.11	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	アスファルト(敷地内)	J14	
	101	野町会館	0.24	0.23	-	-	0.20	0.21	-	-	0.16	0.15	-	-	-	0.12	0.13	0.12	0.11	0.10	0.10	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	アスファルト(敷地内)	J15	
	102	鳥居集落センター	0.25	0.23	-	-	0.23	0.21	-	-	0.19	0.20	-	-	-	0.16	0.16	0.16	0.15	0.16	0.15	0.15	0.13	0.11	0.13	0.12	0.12	0.12	砂(敷地内)	K16	
	103	西金丸集落センター	0.20	0.20	-	-	0.18	0.18	-	-	0.15	0.15	-	-	-	0.12	0.11	0.13	0.12	0.09	0.10	0.09	0.09	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	砂(敷地内)	K17	
	104	西金丸集落センター	0.23	0.21	-	-	0.17	0.18	-	-	0.15	0.16	-	-	-	0.13	0.13	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.08	0.08	0.10	0.10	0.10	アスファルト(入口付近)	L16	
	105	上栗沢公民館	0.23	0.19	-	-	0.19	0.19	-	-	0.14	0.14	-	-	-	0.12	0.11	0.11	0.12	0.11	0.10	0.11	0.11	0.10	0.09	0.11	0.10	0.10	砂(敷地内)	J13	

備 考

地区	No	測定地点名	H23.11.27～12.16		H24.3.12～3.16		H24.6.4～6.29		H24.9.20～10.15		H24.11.29～12.18		H25.3.1～3.21		H25.5.31～6.28		H25.11.27～12.17		H26.6.4～6.25		H26.11.24～12.12		H27.6.1～6.15		H27.11.11～12.4		測定地点の状況	メカNo		
			50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm				
金 田	106	福岡商研研修会館	0.22	0.21	-	-	0.20	0.18	-	-	0.19	0.18	-	-	0.16	0.15	0.16	0.14	0.12	0.13	0.12	0.11	0.10	0.13	0.13	0.13	0.13	アスファルト(敷地内)	L13	
	107	鹿嶋西部公民館	0.22	0.21	-	-	0.20	0.20	-	-	0.18	0.17	-	-	0.14	0.14	0.14	0.14	0.12	0.12	0.13	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	砂利敷地内	M15	
	108	倉骨荘原集落センター	0.20	0.19	-	-	0.17	0.17	-	-	0.16	0.16	-	-	0.14	0.13	0.12	0.11	0.11	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	砂利敷地内	N14	
	109	倉骨東部集落センター	0.16	0.16	-	-	0.15	0.13	-	-	0.13	0.12	-	-	0.11	0.11	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.09	0.08	0.10	0.09	0.08	0.10	アスファルト(入口付近)	N15	
	110	赤津公民館	0.21	0.20	-	-	0.18	0.17	-	-	0.17	0.16	-	-	0.13	0.12	0.10	0.09	0.10	0.10	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	砂利敷地内	M13	
	111	大和公民館	0.20	0.19	-	-	0.17	0.16	-	-	0.16	0.15	-	-	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.08	0.08	砂利敷地内	L12	
	112	倉津バス停留所	0.42	0.37	-	-	0.29	0.27	-	-	0.26	0.25	-	-	0.20	0.19	0.21	0.20	0.17	0.17	0.16	0.17	0.16	0.12	0.11	0.12	0.11	アスファルト(バス停留所付近)	F09	
	113	藤原新田バス停留所	0.55	0.52	0.45	0.47	0.40	0.42	0.43	0.42	0.33	0.33	0.41	0.37	0.30	0.29	0.27	0.26	0.22	0.21	0.21	0.21	0.21	0.16	0.17	0.15	0.17	アスファルト(バス停留所付近)	D11	
	114	酒蔵平入口バス停留所	0.49	0.46	0.50	0.49	0.48	0.45	0.38	0.37	0.34	0.33	0.35	0.34	0.22	0.22	0.23	0.23	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.16	0.15	0.14	0.15	アスファルト(バス停留所付近)	D12	
	115	羽田入口バス停留所	0.82	0.54	0.51	0.50	0.54	0.49	0.49	0.47	0.42	0.40	0.44	0.41	0.32	0.30	0.33	0.30	0.29	0.25	0.26	0.24	0.24	0.21	0.23	0.21	0.23	芝(バス停留所付近)	D14	
	116	羽田小学出入口バス停留所	0.44	0.41	-	-	0.45	0.39	-	-	0.30	0.28	-	-	0.22	0.22	0.25	0.21	0.21	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.20	0.18	0.17	0.20	土壌(バス停留所付近)	F15
	117	羽田バス停留所	0.51	0.48	0.44	0.39	0.45	0.39	0.38	0.35	0.35	0.32	0.35	0.32	0.27	0.24	0.24	0.24	0.23	0.21	0.19	0.18	0.19	0.17	0.15	0.21	0.19	土壌(バス停留所付近)	F16	
	118	乙濃沢下バス停留所	0.33	0.31	-	-	0.25	0.24	-	-	0.20	0.20	-	-	0.15	0.16	0.15	0.14	0.12	0.12	0.12	0.12	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10	アスファルト(歩道)	G15
	119	小浜荒入口バス停留所	0.45	0.42	-	-	0.36	0.34	-	-	0.28	0.29	-	-	0.25	0.22	0.23	0.20	0.17	0.17	0.17	0.18	0.18	0.18	0.14	0.13	0.14	0.13	砂利(バス停留所付近)	G14
120	北金丸バス停留所	0.31	0.29	-	-	0.23	0.22	-	-	0.18	0.18	-	-	0.13	0.15	0.13	0.13	0.11	0.08	0.08	0.10	0.09	0.07	0.06	0.08	0.08	アスファルト(バス停留所付近)	I13		
121	西坪バス停留所	0.22	0.19	-	-	0.20	0.18	-	-	0.18	0.15	-	-	0.15	0.13	0.14	0.12	0.10	0.10	0.10	0.13	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	土壌(バス停留所付近)	K13		
122	倉津地内交差点	0.35	0.35	-	-	0.25	0.25	-	-	0.21	0.22	-	-	0.15	0.16	0.18	0.19	0.15	0.15	0.15	0.13	0.16	0.12	0.13	0.10	0.12	アスファルト(交差点付近)	G08		
123	戸野地内交差点	0.26	0.26	-	-	0.19	0.21	-	-	0.17	0.18	-	-	0.13	0.13	0.13	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	アスファルト(交差点付近)	F10		
124	柳池地内交差点①	0.23	0.24	-	-	0.23	0.23	-	-	0.19	0.19	-	-	0.17	0.17	0.16	0.16	0.14	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.10	0.10	0.10	アスファルト(交差点付近)	E11		
125	戸野沢地内交差点	0.29	0.29	-	-	0.32	0.32	-	-	0.24	0.26	-	-	0.16	0.17	0.17	0.18	0.12	0.12	0.14	0.13	0.13	0.12	0.12	0.11	0.12	アスファルト(交差点付近)	E14		
126	藤原地内交差点	0.44	0.46	0.38	0.42	0.33	0.34	0.27	0.28	0.27	0.27	0.25	0.28	0.20	0.22	0.21	0.22	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17	0.14	0.14	0.13	0.13	アスファルト(交差点付近)	G11		
127	乙濃沢地内交差点	0.29	0.28	-	-	0.25	0.24	-	-	0.22	0.21	-	-	0.16	0.17	0.16	0.17	0.14	0.14	0.13	0.14	0.13	0.11	0.12	0.11	0.11	アスファルト(交差点付近)	F13		
128	小浜地内交差点②	0.25	0.24	-	-	0.24	0.23	-	-	0.21	0.22	-	-	0.17	0.16	0.18	0.17	0.15	0.15	0.15	0.16	0.13	0.12	0.11	0.14	0.16	アスファルト(交差点付近)	H14		
129	北金丸地内交差点	0.19	0.18	-	-	0.19	0.19	-	-	0.18	0.18	-	-	0.17	0.17	0.15	0.13	0.10	0.11	0.12	0.12	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	アスファルト(交差点付近)	I15		
130	倉津地内交差点	0.18	0.17	-	-	0.18	0.17	-	-	0.16	0.16	-	-	0.11	0.13	0.12	0.12	0.13	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	アスファルト(交差点付近)	L15		
131	上奥沢地内交差点①	0.18	0.18	-	-	0.16	0.17	-	-	0.15	0.14	-	-	0.12	0.12	0.11	0.12	0.09	0.09	0.10	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	アスファルト(交差点付近)	K12		
132	奥沢地内交差点①	0.21	0.21	-	-	0.23	0.20	-	-	0.20	0.18	-	-	0.14	0.13	0.15	0.14	0.11	0.12	0.10	0.10	0.10	0.08	0.08	0.08	0.09	アスファルト(奥沢川(橋川)号橋付近)	K14		
133	倉津地内交差点①	0.12	0.13	-	-	0.15	0.14	-	-	0.14	0.13	-	-	0.13	0.12	0.10	0.09	0.09	0.09	0.11	0.11	0.11	0.09	0.08	0.07	0.08	アスファルト(交差点付近)	O14		
134	赤津地内交差点①	0.14	0.12	-	-	0.11	0.12	-	-	0.12	0.13	-	-	0.09	0.10	0.09	0.09	0.07	0.08	0.09	0.10	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	アスファルト(交差点付近)	N13		
135	藤原園子ハイルド	0.22	0.21	0.20	0.20	0.18	0.18	0.15	0.16	0.14	0.15	0.15	0.14	0.11	0.11	0.12	0.11	0.11	0.11	0.09	0.11	0.11	0.09	0.10	0.07	0.09	砂利敷地内	O07		
136	藤原小学校 #1	0.23	0.22	0.21	0.19	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.16	0.16	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.11	0.10	0.12	0.10	0.08	0.10	0.09	0.09	砂利敷地内	O09		
137	宇田川小学校	0.20	0.18	0.18	0.17	0.16	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.09	0.09	0.10	0.10	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	砂利敷地内	N12		
138	上カケノ十ヶヶ-空学園高層部	0.24	0.23	0.20	0.18	0.18	0.17	0.17	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14	0.11	0.11	0.12	0.12	0.09	0.11	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	砂利敷地内	O09		
139	宇田川学園高層部	0.14	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.10	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.08	0.08	0.07	0.08	0.06	0.06	0.06	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	砂利敷地内	N12		
140	藤原中学校	0.23	0.22	0.21	0.21	0.20	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.16	0.17	0.14	0.13	0.13	0.11	0.11	0.11	0.12	0.12	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	砂利敷地内	N10	

地区	No	測定地点名	H23.11.27~12.16		H24.3.12~3.16		H24.6.4~6.29		H24.9.20~10.15		H24.11.29~12.18		H25.3.1~3.21		H25.5.31~6.25		H25.11.27~12.17		H26.6.4~6.25		H26.11.24~12.12		H27.6.1~6.15		H27.11.11~12.4		測定地点の状況	メッシュNo					
			50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm	50cm	100cm							
津 上	246	田島公民館	0.14	0.14	-	0.15	0.14	-	0.14	0.13	-	0.14	0.13	-	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	アスファルト(入口付近)	N18			
	247	住居生活センター	0.18	0.18	-	0.17	0.16	-	0.17	0.15	-	0.17	0.15	-	0.12	0.12	0.14	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	砂利(入口付近)	Q19	
	248	佐良土西地区コミュニティセンター	0.17	0.16	-	0.14	0.13	-	0.14	0.12	-	0.14	0.12	-	0.10	0.09	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	砂利(入口付近)	R17	
	249	二輪地区コミュニティセンター	0.15	0.14	-	0.14	0.13	-	0.14	0.12	-	0.13	0.12	-	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	砂利(敷地内)	R19	
	250	田原地区コミュニティセンター	0.15	0.15	-	0.12	0.12	-	0.11	0.10	-	0.11	0.10	-	0.09	0.09	0.10	0.10	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	アスファルト(入口付近)	S19		
	251	上野田集落センター	0.16	0.14	-	0.11	0.11	-	0.11	0.11	-	0.12	0.11	-	0.09	0.09	0.10	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	コンクリート(入口付近)	Q14	
	252	釜田下集落センター	0.16	0.16	-	0.14	0.11	-	0.13	0.12	-	0.13	0.12	-	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	砂利(入口付近)	Q15	
	253	新宮公民館	0.16	0.16	-	0.15	0.15	-	0.15	0.13	-	0.13	0.13	-	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	アスファルト(入口付近)	P14	
	254	片所田生活センター	0.23	0.21	-	0.20	0.19	-	0.16	0.15	-	0.16	0.15	-	0.14	0.12	0.15	0.13	0.13	0.13	0.11	0.10	0.12	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	砂利(入口付近)	P13	
	255	熊野神社	0.17	0.17	-	0.15	0.15	-	0.14	0.13	-	0.14	0.13	-	0.11	0.10	0.11	0.09	0.08	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	0.08	0.08	0.07	0.06	0.06	0.06	土壌(敷地内)	P18	
	256	温泉神社(庭園)	0.14	0.13	-	0.14	0.13	-	0.14	0.13	-	0.14	0.13	-	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	砂利(敷地内)	R16	
	257	原野地区内交差点①	0.15	0.15	-	0.13	0.13	-	0.12	0.11	-	0.12	0.11	-	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.08	0.08	0.06	0.07	0.08	0.08	0.08	アスファルト(交差点付近)	L17		
	258	湯津上地区内交差点①	0.13	0.12	-	0.14	0.13	-	0.14	0.12	-	0.14	0.12	-	0.10	0.10	0.08	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	アスファルト(交差点付近)	M16		
	259	湯津上地区内交差点②	0.13	0.13	-	0.11	0.12	-	0.09	0.10	-	0.09	0.10	-	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.10	0.09	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	アスファルト(交差点付近)	N16	
	260	湯津上地区内交差点③	0.13	0.12	-	0.14	0.12	-	0.14	0.12	-	0.13	0.11	-	0.10	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.08	0.10	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	アスファルト(交差点付近)	O16	
	261	湯津上地区内交差点④	0.18	0.17	-	0.15	0.14	-	0.15	0.14	-	0.13	0.14	-	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.11	0.10	0.09	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	アスファルト(交差点付近)	Q18	
	262	佐良土地区内交差点①	0.15	0.14	-	0.16	0.14	-	0.16	0.14	-	0.14	0.12	-	0.12	0.11	0.11	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.11	0.10	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	アスファルト(交差点付近)	R18	
	263	佐良土地区内交差点②	0.17	0.15	-	0.13	0.14	-	0.12	0.12	-	0.12	0.12	-	0.08	0.09	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08	0.10	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.09	アスファルト(交差点付近)	S17	
	264	樹田地区内交差点	0.30	0.29	0.27	0.26	0.25	0.23	0.23	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	アスファルト(交差点付近)	R15
	265	くらね保保育園*1	0.20	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.18	0.17	0.14	0.09	0.15	0.14	0.12	0.12	0.12	0.10	0.11	0.12	0.11	0.12	0.11	砂利(敷地)	H19	
	266	伊東町幼稚園	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	砂利(敷地)	L19
	267	藤野小学校	0.21	0.19	0.17	0.17	0.17	0.16	0.17	0.16	0.14	0.16	0.14	0.17	0.16	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12	0.13	0.11	0.11	0.11	0.10	0.13	0.12	0.12	砂利(敷地)	K19	
	268	田片田小学校	0.24	0.24	0.22	0.21	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.20	0.18	0.18	0.18	0.17	0.16	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	0.13	0.13	0.11	0.10	0.09	0.11	0.10	0.10	0.10	砂利(敷地)	P20
	269	藤野学園保育園	0.19	0.18	0.16	0.15	0.16	0.16	0.15	0.16	0.14	0.13	0.16	0.14	0.14	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	砂利(敷地)	K19
	270	藤野中学校*1	0.29	0.25	0.27	0.26	0.26	0.22	0.23	0.21	0.21	0.21	0.19	0.18	0.21	0.19	0.18	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	砂利(敷地)	H20
	271	飯の重公園	0.27	0.25	0.24	0.22	0.23	0.22	0.22	0.21	0.20	0.22	0.20	0.21	0.19	0.18	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	芝公園内)	J18
	272	藤野田新公園	0.29	0.28	0.25	0.25	0.23	0.23	0.22	0.21	0.20	0.22	0.20	0.21	0.19	0.18	0.16	0.15	0.16	0.15	0.16	0.15	0.16	0.15	0.13	0.12	0.11	0.12	0.13	0.13	芝公園内)	K19	
	273	藤野神社公園	0.26	0.25	0.24	0.23	0.20	0.18	0.21	0.20	0.19	0.20	0.18	0.19	0.18	0.16	0.16	0.14	0.15	0.14	0.15	0.14	0.12	0.14	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	芝公園内)	J18	
274	佐良土の広場	0.24	0.22	0.20	0.20	0.20	0.18	0.19	0.18	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	土壌(公園内)	J19	
275	巨養公園	0.35	0.32	0.33	0.33	0.33	0.32	0.26	0.25	0.28	0.27	0.28	0.27	0.28	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	土壌(公園内)	J19	
276	飯之内内わんぱく広場*1	0.18	0.18	0.16	0.15	0.14	0.14	0.14	0.12	0.12	0.12	0.13	0.12	0.11	0.11	0.10	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	芝遊具付近)	H19		
277	藤野支所	0.27	0.25	-	0.17	0.17	-	0.15	0.15	-	0.15	0.15	-	0.12	0.12	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	アスファルト(駐車場)	K18		
278	ビーターホール	0.23	0.21	-	0.15	0.15	-	0.14	0.14	-	0.14	0.14	-	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	アスファルト(駐車場)	L19	
279	北野上浄水場	0.20	0.18	-	0.18	0.17	-	0.16	0.15	-	0.16	0.15	-	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	土壌(入口付近)	K23	
280	北野村公園	0.20	0.18	-	0.18	0.17	-	0.16	0.15	-	0.16	0.15	-	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	芝遊具付近)	P19	

大田原市除染実施報告書

平成28年3月

【編集・発行】大田原市総合政策部危機管理課

〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

TEL 0287-23-1111 (代表)

FAX 0287-23-8895